東京都公文書館

調查研究年報《WEB版》

第 1 号

目 次

創刊にあたって 【研究報告】	東京都公文書館長・・・・・・1
東京都公文書館の歴史 文書疎開から 30 年	公開まで
	白石 弘之 ・・・・・・ 3
【研究ノート】	п н за~-
占領期都政史研究の可能性	
	7 年間 田本 本 と
- 国立国会図書館収集「プランゲ文庫」の	
	齊藤 伸義 ・・・・・・20
【活動報告】	
東京都公文書館・国立ハンセン病資料館共作	崔展示
『人権の歴史とアーカイブズ ―ハンセン病	肓、隔絶の歴史を超えて』
	西木 浩一 ・・・・・・25
【活動報告】	
東京都公文書館 企画展示「子どもの見た戦	争 手紙が語る学童疎開」
	長谷川 恰 ・・・・・41
【アーカイブズの動向】	X1/1 II
	7 卦、司母処理とポルマ。
小谷允志『文書と記録のはざまで-最良のプ	(音・記録官性を水の)(』
から見える 2000 年代の動向	
	工藤 航平 ・・・・・・48
刊行物案内 ・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • 52
利用案内 ・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • 56

創刊にあたって

東京都公文書館は、全国で「公文書館」を名乗った初のアーカイブズとして、 昭和43年に開設されました。

以来、当館は、歴史資料として重要な公文書等の収集、保存及び公開・閲覧を行うとともに、都に関する修史事業を通じて、公文書等を都民共有の財産として広く利用していただく役割を担っております。

こうした事業を支えていく基盤として、当館では、公文書等の歴史的意義を はじめ、文書等の相互の関連、その作成の過程や内容についての調査・研究活動に取り組んでおります。

これらの成果については、企画展示や関連講座等を通じて生かされてきましたが、今回、この成果をより広く共有し活用していただくために、「東京都公文書館調査研究年報<WEB版>」を刊行することとなりました。

調査研究の成果や所蔵史料に更にアクセスしやすくなることで、利用者の利便性向上に寄与するとともに、より多くの都民の方々に公文書館への理解を深めていただく一助になることを期待しております。

昨年8月には、当館所蔵の「東京府・東京市行政文書」約33,807点が、 東京の都市の形成過程や基本政策を知るうえで重要な基本資料として評価され、 国の重要文化財に指定されました。

今後とも、これらの文化財を含む重要な公文書等を適切に保存していくとともに、歴史資料としてまた行政資料として広く利活用に供して、都政の検証と将来の都民への説明責任を果たしてまいります。

平成27年3月

【研究報告】

東京都公文書館の歴史 文書疎開から30年公開まで

元東京都公文書館 史料編さん係 白石 弘之

はじめに

東京都公文書館は、昭和43年(1968)10月1日、設置された。

設置の根拠規定は、東京都組織規程(東京都規則第 164 号)**1と東京都公文書館処務規程(東京都訓令甲第 197 号)である。

全国の類縁機関のなかには、条例設置による「公の施設」が多いが、東京都公文書館は、 総務局総務部の内部組織、1課3係の3級事業所であり、知事部局(一部行政委員会も含む)を対象とする文書管理事務の最終施設、長期(永久)保存文書と歴史的に重要な有期 保存文書を引継ぎ、保存し、公開する施設として位置づけられている。

所蔵する公文書は、大別すると以下のとおりである。

東京府文書 (明治元年~昭和18年)

東京市文書 (明治 22 年~昭和 18 年)

東京都文書(昭和18年~現在)

これ以外に、図書印刷物その他古文書等を所蔵公開しているが、今それにはふれない。 東京府文書と東京市文書は、東京都の前身である東京府と東京市が、それぞれ作成又は 取得した文書等であり、昭和18年(1943)7月1日、東京都制(法律第89号)の施行と ともに、東京都に引継がれたものである。**2

東京府は、大体現在の東京都域を区域として設置されていた行政組織で、国の行政区画であると同時に、広域的地方公共団体でもあった。一方、東京市は、現在の区部 23 区を範囲とした基礎的地方公共団体であった。

東京都文書は、昭和18年7月1日、東京都制という法律により、それまでの東京府と東京市を廃して、あらたに東京府の区域に東京都を設置して以来、東京都が作成又は取得した文書等をいう。ただし、先にのべたように、東京都公文書館の守備範囲は、知事部局と一部行政委員会(労働委員会と収用委員会)に限定されているから、東京都文書といっても、教育委員会(教育庁)や公安委員会(警視庁)などの行政委員・行政委員会と公営企業局(交通局・水道局・下水道局)、さらには東京消防庁が作成又は取得した文書等は引継ぎ対象にふくまれない。また議決機関である都議会(議会局)の文書も東京都公文書館の収集範囲外である。

さて、市町村長の決裁印のある起案文書を都道府県庁の公文書館が保存することは、両者のあいだに保存委託契約でも結んでいるならともかく、通常はありえない。それは、たとえて言えば、お隣の神奈川県立公文書館が、横浜市が作成又は取得した文書等を引継ぎ保存しているようなもので、理論上ありえないことである。**3

その意味からいえば、現在、広域的地方公共団体である東京都の公文書館が、かつて基礎的地方公共団体であった東京市文書を保存しているということは、他の類縁機関には例をみない特異な事例といえるだろう。

これは、昭和 18 年 (1943) 7月1日に起った地方制度改正上の特段の事情、すなわち東京都制(昭和 18 年 6月1日、法律第 89 号)の制定による東京都の誕生という事態に起因している。首都(当時は帝都といった)における基礎的地方公共団体である東京市を解体し、国に直結するあらたなる首都制度を創出したという意味で、この改正はわが国地方制度史上に画期的な意味をもったが、それはともかく、東京都の誕生によって設置された東京都庁という役所はゼロから作られたものではない。それまでの東京府庁と東京市役所が合併統合してできたものである。その過程で、二つの役所がそれぞれ管理していた文書群は、新設の都庁長官官房文書課に引継がれ、それがめぐりめぐって今日東京都公文書館の管理下におかれているのである。**4

しかし、これらの文書群が、東京都公文書館の書庫に収納されるまでの道のりは、決して安穏で平坦なものではなかった。

太平洋戦争末期の文書疎開、それに先立つ大量の文書廃棄、疎開先での空襲による大量の文書の焼失、戦後の疎開先からの文書復帰、さらには昭和30年代における書庫不足に起因する文書集中管理方式の行き詰まりなど、東京都の文書管理上からみて「波乱万丈」ともいえる歴史が横たわっていたのである。

本稿では、東京都公文書館の歴史のそもそものはじまりが、太平洋戦争末期の文書疎開にあるととらえ、公文書館設置から30年経過文書の公開にいたるまでの過程をたどってみることにする。

参考にした資料の主なものは、以下のとおりである。

都政史料館事業概要 東京都公文書館要覧 東京都公文書館年報 東京都職員名簿 東京都公報 川崎メモ(仮題、未定稿) 公文書館建設説明資料(文書課、昭和41年2月4日)

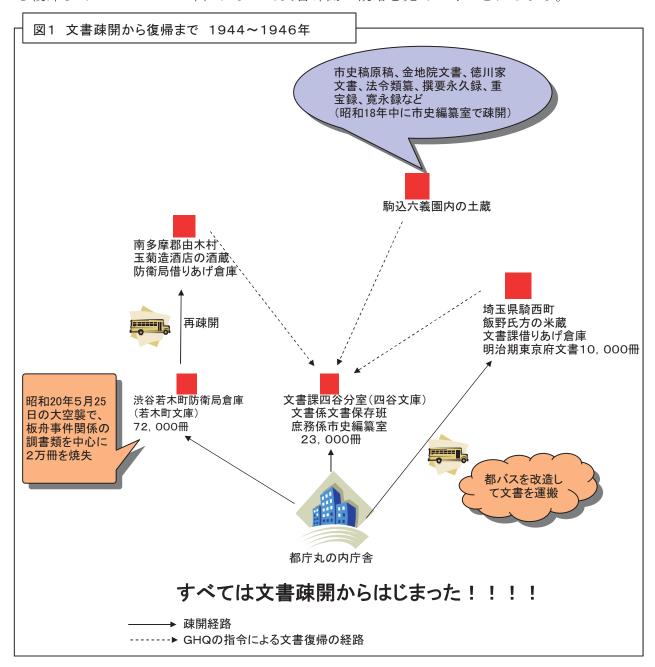
川崎メモとあるのは仮のタイトルで、昭和9年(1934)東京市に奉職して以来、太平洋戦争をはさんで半世紀余り、東京市史稿をはじめとする史料編さん業務と公文書保存業務の二つながらに深くかかわってきた川崎房五郎の未定稿の回想録である。

1 文書疎開から文書復帰まで 1944~1946年

昭和18年9月21日、太平洋戦争の戦局悪化にともなうさしせまった空襲の危機に対して、政府は、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」を閣議決定し、戦争継続のため、官庁や工

場の地方転出を含む国内態勢強化方策を打ち出した。さらに同年10月15日、「帝都及重要都市二於ケル工場家屋等ノ疎開及人員ノ地方転出二関スル件」を閣議決定し、さしあたり京浜、阪神、名古屋及び九州地域に属する重要都市において工場・家屋等の疎開及び人員の地方転出を実施することを決め、これにともなう防空法の改正を行った。次いで同年12月21日には「都市疎開実施要綱」を閣議決定し、帝都その他重要都市に強力な防空都市を構成すべく人員、施設及び建築物の疎開を実施することとした。**5

東京都庁は、この一連の政府方針を受けて、庁舎移転疎開計画を立案し、まず昭和19年(1944)初頭に文書庫(文書)の疎開を実施した。その詳細については、白石弘之「書庫の不思議―太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について」(東京都公文書館研究紀要第3号、平成13年3月)を参照していただくことにして、ここでは、図1(文書疎開から復帰まで 1944~1946年)によって文書疎開の概略を見ていくことにしよう。



その前に断わっておかなければならないのは、昭和19年初頭の段階で、誕生してまだ半年にしかならない都庁の文書はそのすべてが現用文書であり、まだ文書庫には保存蓄積さ

れておらず、したがって、この時疎開の対象となった文書は、昭和 18 年 (1943) 7月1日、 東京都成立とともに、新設の都庁に引き継がれた東京府庁及び東京市役所の文書、いわゆ る東京府文書と東京市文書であったということである。

また、念のため言うならば、当時都庁舎は、丸の内(現在、国際フォーラムとなっている場所)にあった。現在の新宿庁舎は平成4年(1992)に丸の内から移転したものである。 文書庫の疎開に先だって大規模な文書整理=文書廃棄が実施された。

昭和18年(1943) 12月22日に決定をみた「文庫疎開計画」によれば、東京府庁と東京市役所から引き継いだ16万冊の公文書のうち、疎開前整理として廃棄又は移管するもの6万2000冊。残りの10万冊(9万5000冊か)が疎開対象とされた。**6

廃棄文書の中には、明治時代の東京府文書(人事関係その他を除く)約1万冊が含まれていた。

東京市役所時代以来、編年体の資料集である『東京市史稿』の編さんに従事していた市 史編纂室(通称である。以下、しばらくはこの通称にしたがう。)のスタッフは、都庁成立 後は、長官官房文書課庶務係に属して、文書課京橋分室(都立京橋図書館内)で執務して いたが、廃棄処分にするため庁舎内に野積みにされたこれら文書群を目撃し、「歴史資料」 としてもらいうけ、本来の文庫疎開計画とは別に、埼玉県騎西町の農家の米蔵(石造り) を借り上げ、疎開を実施したのである。

現在、公文書館書庫に収蔵する文書のうち、図2に掲げる文書群(公文書館請求番号604~633)がそれである。



図2:「歴史資料」として埼玉県騎西町へ疎開した文書群

(請求番号 604~633)

一方、疎開対象とされた行政文書 10 万冊 (9万 5000 冊か)の疎開先は 2 か所。四谷にある元教育研修所(四谷文庫、四谷区若葉町所在)と渋谷区若木町の防衛局倉庫(若木町文庫)があてられた。行政文書の疎開は、文書課文書係文書保存班が担当した。

内訳は

四谷文庫 23,000冊

旧町村公文書9,000冊旧府人事課文書1,000冊

旧市一種文書(除証憑) 13,000冊

若木町文庫 72,000冊

旧復興事業局文書13,000冊旧府文書(除人事課)28,000冊旧市二種文書27,000冊日市証憑書5,000冊

後にのべるように疎開先の若木町文庫に直撃弾を受け焼失するなどして数は相当減ったが、現在書庫に収蔵する文書のうち、図3に掲げる文書群(公文書館請求番号 601~603、301~327) がそれである。



図3:四谷区若葉町(四谷文庫)渋谷区若木町(若木町文庫)へ疎開した文書群 (請求番号 601~603、301~327)

昭和20年、空襲の激化にともない、疎開した文書のより安全な地域への再疎開が計画され、東京都防衛局が都民の衣類疎開用に借り上げていた南多摩郡由木村玉菊造酒店の酒蔵(さかぐら)に再疎開を行うこととなった。しかし作業がまだ完了しない昭和20年5月、山の手大空襲によって若木町倉庫に直撃弾を受け、2万冊とも4万冊ともいわれる文書が焼失してしまった。**7

戦後の文書復帰は、GHQの指令***によって実施された。GHQは復帰文書の受け入れ施設として、各官庁に対して「中央保存所」を設置することを指示したが、東京都では、 奇跡的に空襲による焼失をまぬかれた文書課四谷分室(四谷文庫、四谷区若葉町、現在の新宿区若葉3丁目)を「中央保存所」に指定して、文書復帰をおこなった。 その結果、文書課文書係が南多摩へ再疎開した文書はもちろん、市史編纂室が、埼玉県 騎西町へ独自に疎開していた明治期東京府文書や、さらに建設局が所管する駒込六義園内 の土蔵に疎開していた『東京市史稿』の原稿その他貴重古文書類もすべてこの四谷分室に 復帰してきたのである。

東京府文書のうち、埼玉県騎西町へ疎開した明治期東京府文書1万冊は、本来ならば、市史編纂室があった文書課京橋分室へ復帰すべきものであったし、四谷文庫と若木町文庫へ疎開し、さらに南多摩へ再疎開した行政文書群は、本庁舎である丸の内庁舎へ復帰すべきものであった。

もしそうなっていたら、前者は、都庁の文書管理システムとは完全に切り離された歴史 資料として、その後、この文書群を中核とする古文書館として独自の発展をとげていたか もしれない。また後者は、丸の内庁舎の文書庫へ復帰した後、昭和 20 年代から 30 年代に かけての深刻な書庫スペース不足から、その大部分が不用として廃棄の運命にさらされて いた可能性が極めて高かったといえるだろう。

幸か不幸か、アメリカ軍による東京空襲は徹底していて、数万冊の文書や古文書を収容することが可能な施設は、都内にはいくつも残っていなかった。都庁丸の内本庁舎も昭和20年3月10日の大空襲で焼失しており、そのことが、奇跡的に焼け残った四谷分室を中央保存所とし、疎開から復帰した文書類を一括保存させることになったのである。

2 文書課四谷分室から都政史料館へ

(1) 戦時の異例な勤務体制と文書課四谷分室

昭和19年(1944)の文書疎開で注目すべきことは、四谷文庫が設置された文書課四谷分室に、丸の内庁舎から文書課文書係文書保存班が移転してくると同時に、同じく文書課京橋分室(都立京橋図書館内)にあった市史編纂室が、庁舎疎開の一環として移転してきたことである。

書庫管理を担当する文書保存班が、書庫とともに移転してくるのは当然であるが、市史編纂室は、疎開先に困ったあげく、偶然のことから四谷分室へ転がりこんできたものである。**9

東京市における修史事業は、明治 30 年代からはじまっている。**10 『東京市史稿』という編年体の資料集を中心とした修史事業の所管は、時代によって変遷はあるが、一貫して市長部局の中枢(内局、庶務課、文書課)に属していた。それは東京市が解体され、東京都に吸収された昭和 18 年 7 月以降も同様であって、市史編纂室は引き続き長官官房文書課庶務係に属していたのである。**11

しかし、同じ文書課とはいっても、庶務係は「企画調査」を主管する係であり、「文書管理事務」を所管する文書係とはまったく没交渉であった。

市史編纂室の修史事務と文書課文書係の文書管理事務の間に関係が生じたのは、昭和 19 年の文書疎開・庁舎疎開によって、市史編纂室が、文書係文書保存班と同じ屋根の下で執 務することになってからである。

同じ屋根の下で執務するようになったからといって、普通、仕事上の関係は生じない。 せいぜい個人的に顔なじみになるぐらいが関の山である。しかし、戦争も末期に近づくに つれ、文書保存班の職員の多くが大量の記録文書を残して応召または徴用されると、残さ れた市史編纂室の職員が代って文書保存管理業務に当らざるを得なくなるという事態が生 じた。まさに「戦時の異例の勤務体制」*12である。 昭和20年にはいって実施された、四谷文庫・若木町文庫から南多摩郡由木村への文書の再疎開も、米軍戦闘機による機銃掃射の危険をおかしつつ、市史編纂室のスタッフによって行われたことが川崎メモにみえる。

こうした「戦時の異例の勤務体制」は、戦後にもちこされ、昭和 21 年 (1946)、疎開先から四谷分室への文書の復帰とその後の文書整理・保存管理も、もっぱら市史編纂室のスタッフによって行われた。

昭和25,26,27年の東京都職員名簿をみると、当時、市史編纂室の中堅スタッフであった鷹見安二郎と川崎房五郎は、文書課文書係に所属する事務吏員となっている。

市史編纂室の中心事業であった『東京市史稿』の編さんは昭和18年(1943)3月「市街 篇第三十八」の刊行を最後に中断しており、両名は組織的には、文書課文書係の書庫管理 要員として位置づけられていたことがわかる。

彼らは、疎開先(南多摩郡由木村、埼玉県騎西町、駒込六義園。図1参照)からの文書 復帰を終えると、3年余の年月をかけて疎開史料、記録類の整理、新目録の作成に従事し た。この時期刊行された目録に以下の2冊がある。

資料図書仮目録 1 昭和 26 年 10 月 (謄写印刷) 資料図書仮目録 2 昭和 27 年 3 月 (謄写印刷)

仮目録1は、市史編纂室が収集保存した古文書、参考図書類であり、和装本・洋装本・地図の三部に大別された目録となっている。仮目録2は、市史編纂室が、昭和19年の文書疎開の際、廃棄文書のなかから歴史資料としてもらいうけ、埼玉県騎西町に疎開した明治期東京府文書の目録である。

これ以外に、四谷文庫で奇跡的に空襲の惨禍を免れたり、あるいは南多摩郡由木村の再疎開先から復帰した行政文書としての明治・大正・昭和三代にわたる東京府・市文書の目録が作成されたはずであるが、詳しいことはわからない。非公開の公文書であり、公刊する計画もなかったのであろう。

復帰文書類の一応の整理が終わると、これをもとに、旺盛な史料編さん業務が再開された。中心事業である『東京市史稿』の再刊の目途はたたなかったが、むしろそれよりも、あらたに自分たちの管理下におかれた明治期東京府文書の解読分析をもとにした『東京都史紀要』等の調査報告書が、謄写印刷ながら次々と出版されたことに注目したい。

たとえば、『市区改正の端緒・銀座煉瓦街建設始末』(東京都史紀要 4、昭和 25 年 3 月)や『東京開市と築地居留地』(東京都史紀要 6、昭和 25 年 11 月)は、それまで錦絵や古写真類をとおして風俗史としてしかうかがい知ることのできなかった明治初年の銀座煉瓦街の建築や築地居留地の実態を、第一級の一次資料である豊富な公文書を駆使して解き明かしたものであるが、このことは、東京の歴史に関心を持つ多くの人々に衝撃を与えると同時に、その源となった文書群への興味と関心をよびおこした。敗戦の焦土のなかから、失われた過去の東京に関する資史料の「宝の山」が忽然と出現したような気持ではなかったかと推測される。

事実、これらの文書群は、その後、東京の近代史研究に新たな地平を切り拓く「宝の山」となったのであるが、そのために『東京都史紀要』等による積極的な情報発信が果たした役割は大きいといわざるをえない。

(2) 都政史料館の設置

昭和27年(1952)11月1日、文書課四谷分室を独立させて都政史料館が設置された(都政史料館処務規程、昭和27年11月1日、訓令甲第93号)。

都政史料館を設置する直接のきっかけとなったのは、市史編纂室の中心的事業であった 編年体の資料集『東京市史稿』の刊行再開である。

市史稿の復刊は、昭和27年(1952)1月7日、渋谷区松濤にある知事公館で開かれた安井誠一郎東京都知事主宰の「都政と文化を語る座談会」において、出席者から事業を再開すべきだという熱心な意見が出され、知事がこれを容れて、いわばトップダウン方式で決定したのだといわれている。

この間の経緯について、川崎房五郎は次のように回想している。*13

戦時中市史稿の刊行が中止され、戦後の状勢ではとても刊行など及びもつかないものと思って、ガリ版の東京都史紀要などを出していました。ところが安井さんが都政について学識経験者として先生方を集めて意見を聞いた席上、東大の戸田先生が、東京市史稿の継続刊行を強調されたそうで、私達の知らぬうちに、来年度予算の中にいきなり市史稿一冊刊行の費用がついて来たのです。これには驚くやら感謝するやらで、全く嬉しい事でした。新しく市史稿を刊行するなら出直しの意味で「東京都史稿」と改めようという意見が本庁方面に強く、そこで名称変更の決裁文書が廻って、どんどん判がつかれ、知事の処へ廻った時、この文書が逆に戻されて来たのです。私も随分驚きましたが、飛んで行くと、安井知事は「東京市史稿」でどこが悪い、都史稿などと改める必要はない。私に考えがある、市史稿のままで出すようにということでした。安井知事に東京に対する新しい構想が何かあったような話も後で聞きました。

座談会席上で安井知事に対し「あれは非常にいいものだつた。あゝいうものは都の方でもぜひ継続して出版してもらいたいものだ」**14と発言して市史稿復活をすすめた「東大の戸田先生」とは、当時東京大学名誉教授だった戸田貞三氏のことだと思われる。

復刊にあたって、現場サイドが気をまわし、「東京都史稿」に名称を変更することを検討したところ、かえって知事のほうが市史稿の旧称にこだわったというエピソードも、知事の東京市への思い入れの深さをうかがわせて興味深いものがある。**15

この復刊をきっかけに、文書課を中心として四谷分室を独立の施設とすべきであるという機運がもちあがり、前に述べたように、総務局総務部の3級事業所(1課2係)として都政史料館の誕生となるのであるが、このことについて、川崎メモは次のように書いている。

これをきっかけに、都庁の方でも、四谷分室を何か独自なものにしようという考えが、高まったようで、行政の資料を何でも集めて幅を広げて、東京都行政資料館にしようとか、東京市史稿編さんのために何十年と資料を集めて来た上、東京府文書が全部無事に戻って来たのだから、歴史の方へ名前を重点をおくべきだなどという話が、いろいろ文書課を中心にもち上り、ついに都政史料館とすることに決定、二十七年十一月四谷分室から、新しい気持ちで出発、翁長(翁長助俊)さんが初代都政史料館長(課長級)としてくることになったのです。

都政史料館と改称され、新館長を迎えてから、機構がすっかり改められました。係

長制度がとられ、鷹見先生 (鷹見安二郎) が史料編纂の係長になられ、私や木村先生 (木村 柱五) などが、その係りに入り、市史稿や史料の蒐集編さんをやる。別に庶務係 (記録係 の間違い。) が出来、望月 (望月義郎) さんが本庁から庶務係長 (記録係長) として赴任、二係 で出発したのです。

私はやっと本来の仕事に戻り、東京市史稿の編さんに全力をあげることになったのです。

都政史料館は「都政に関する文書の保存及び史料の編纂」を目的とし、その分科は記録 係と史料係である。

記録係の分掌事項は、庶務的事務のほかに、①保存文書の製本、保存、廃棄処分その他の整理、②保存文書その他の史料の借覧及び閲覧、とあるから、かつての文書課文書係文書保存班の機能をそのまま引き継いだものといえる。なお、ここにいう保存文書とは、戦後の都文書である「渉外部文書」など一部例外はあるが、その大部分が、行政文書としての東京府・東京市文書であった。

昭和32年(1957)4月15日、東京都訓令甲第20号で都政史料館処務規程を改正した。 館の掌理事項が「都政に関する史料の編さん保存」に改められ、分科は、庶務係と史料係 になった。

記録係が廃止され、かわって置かれた庶務係は、一般の庶務事務のほかに、「史料の閲覧に関する事」のみを分掌することになっている。文書管理業務の最終段階である、都文書の受け入れ、保管機関としての機能は、もっぱら本庁(文書課)で行うことになり、都政史料館は、『東京市史稿』等の修史事業を行うほかは、東京都以前に作成された、東京府・東京市文書を保存し、その一部を閲覧利用に供することを目的とした機関として位置づけられていたことがわかる。後に述べるが、都政史料館の書庫が満杯となって、もはや、都文書の受け入れ施設としての機能を果たせなくなっていることが、規定改正の要因のひとつではなかったかと考えられる。

昭和30年代にはいり、東京都の文書保管機能は、東京府・市文書と渉外部等から引き継いだごく少数の都文書を都政史料館が保管し、それ以外の都文書(昭和18年東京都成立以後、東京都が作成又は取得した文書群)は、文書課あるいは各局が保管するという、棲み分けの体制が出来上っていたといっていいだろう。

都政史料館	明治期東京府文書(歴史資料) *公開 明治・大正・昭和期の東京府・東京市文書(永久保存文書)*非公開 都文書(渉外部文書ほか) *非公開
文 書 課	都文書 *非公開

昭和34年(1959)3月5日、東京都訓令甲第5号による都政史料館処務規程の改正を行い、史料係を廃止し、主任調査員(係長級)制度を導入している。係長級(3人以内)の主任調査員と若干の補助員で史料編さん業務を実施する体制である。

3 東京都公文書館の設置

(1) 文書集中管理方式の行きづまりと公文書館建設構想

昭和18年(1943)の開庁から十数年が経過した昭和30年代になると、東京都の文書管理システムは完全に行きづまってしまった。永久保存文書が文書庫にあふれ、引き継ぎ不能になった文書が各局に滞留したのである。

文書課では、その抜本的解決策として、東京都公文書館を設置し、東京府・市文書を保存管理してきた都政史料館の機能をも吸収統合して、府・市・都の永久保存文書を一元的な管理下に置くこととした。

以下、文書課が昭和 41 年 (1966) 2月4日付で作成した「公文書館建設説明資料」(謄写印刷。以下「説明資料」という。)によって、公文書館設置にいたる過程をふりかえってみよう。

東京都で文書の集中管理方式が採用されたのは、昭和27年(1952)に制定された「東京都処務規程」にまでさかのぼる。東京都はこれによって、それまで各局においてそれぞれ別個に保存管理されていた永久保存文書を、総務局総務部文書課における一括集中管理方式のもとに移し、文書の散逸毀損を防止し、適正な管理を行い、効率的な利用に供することを目ざしたのである。

しかし、集中管理に必要な肝心の書庫を充分に手当てすることが出来ず、文書課の当初の意気ごみにもかかわらず、この試みは、当分のあいだ従来どおり永久保存文書は各局等において保存することを余儀なくされるという竜頭蛇尾の結果に終ってしまった。

その後、各局等でも保管スペースに不足を来たすようになったため、昭和 33 年 (1958) にいたって、マイクロフィルムの採用と同時に、規定どおり永久保存文書の文書課引き継ぎを開始した。

「マイクロフィルムの採用」ということは、当然のことながら、マイクロ撮影が済んだ文書は、どんどん廃棄することを前提にしている。そうすれば、書庫が小さくても、マイクロフィルムによる文書の一括集中管理が可能だと文書課は踏んだのである。これは当時都庁でもしきりにいわれた「能率促進」のスローガンにも合致するものであった。**16

しかし、事態は思惑どおりには進展しなかった。「永久保存文書の引継ぎ→マイクロ撮影 →撮影済み原本の廃棄→書庫スッキリ」という目論見をはばんだ原因はふたつあった。

第一は、当時まだマイクロフィルムの法的認証性が認められず、撮影後の文書を容易に 廃棄することができなかったことである。**17

第二は、撮影処理能力以上に文書量が多く、作業が滞り、各局に文書が滞留し、ふたた び飽和状態になっていったことである。

ここで、当時の文書収容施設とその収容能力がどのようなものであったかを見ておこう。 まず文書課の管理下にある書庫として、本庁舎(丸の内のいわゆる丹下庁舎)地下2階 西側に25坪の書庫と、中央区堀留101の元中央警察署建物を転用した堀留書庫357坪の2 か所がある。

堀留書庫は、昭和6年(1931)建築の鉄筋5階建てで、書庫としての有効面積は253坪だが、書架はなく、空き室をそのまま使用している状態であった。

つぎに、新宿区若葉町3の6に所在する都政史料館の275坪。建物は昭和6年建築の鉄筋4階建て、一部昭和24年(1949)に増築。書庫としての有効面積は183坪。元東京市の教育研修所で、民生局授産場として使用されていたものを転用したものである。

以上のどの施設をみても、貴重な公文書を保存するに適したものでなく、しかも、都政

史料館は(府・市文書等で)飽和状態にあり、今後の収容はほとんど望めない、と「説明 資料」は結論づけている。

このように、文書課が、文書の統一的集中管理方式実現をめざして書庫の確保に悪戦苦闘していた時期、日本学術会議から国に対して「公文書の散逸防止について」の勧告が出された。昭和34年(1959)11月28日のことである。

勧告は、公文書はたんに行政上の必要性のみならず、一般学術資料としてまたは近代日本の発展過程をあとづける史料としてきわめて重要な根本資料であると指摘し、従来は単に行政上の観点からのみ保存年限が定められ、廃棄されていることに対し、抜本的に対策をたてるべく、諸外国にその例が多くみられる国立の公文書館を設立することを要望。さらに参考意見として、公文書館の設置は国だけのものではなく、司法機関や地方公共団体についても当然に考慮さるべきものとして、自治体立の公文書館の設立をも慫慂していた。

国はこの勧告を受けて、昭和 37 年 (1962) 7月に国立公文書館設置についての要綱を発表し、さらに昭和 40 年 (1965) 5月には各省庁連絡会議において、昭和 43 年 (1968) を目途に北の丸公園跡に国立公文書館を設置する構想を発表した。

東京都では、以上のような内外の経緯をふまえ、系統的な文書等の収集とあわせて効率的な利用、公開の便宜供与をめざし、総合的、統一的な公文書の管理を行うために、総務局総務部文書課の一部機能と都政史料館の機能を統合した公文書館を設置することにしたのである。

文書課の一部機能とは、文書管理上の最終段階である永久保存文書の引継ぎ保管という書庫機能のことである。すでに見てきたように、東京府・市文書(永久保存文書)の保存については、都政史料館が文書課のそれを代行してきたものであって、今回これを統合して新たに公文書館を設置し、府・市・都の永久保存文書を一元的な管理下に置くこととしたのである。

では、新たに設置する公文書館に、具体的にどのような機能をもたせようとしていたのだろうか。「説明資料」には、公文書館の機能が、以下に示す7項目の箇条書きで示されている。

- 1、永久保存文書の引継ぎをうけ分類整理し保存する。
- 2、永久保存以外の保存文書及び図書類等で廃棄決定のあったものをすべて集中し、 史資料として更に必要なものを収集し、その他は廃棄処分する。
- 3、その他都以外のところで作成された行政上等の資料となる刊行物等を収集し、分類整理して保存する。
- 4、各局等の作成した印刷物等を収集し分類整理する。
- 5、上記保存文書、印刷物等を行政上の資料として利用に供するとともに、学術史料 として有益なものは研究者、都民等に公開し閲覧させる。
- 6、都関係記念物を収集し、保管及び展示する。
- 7、都史、行政資料集録及び目録を作成し配付する。

永久保存文書はもちろんのこと、廃棄決定のあった公文書、図書類等をすべていったん公文書館に集中し、歴史的資料として必要なものを選別収集するという、中間保管庫機能を併せ持つこと。さらに、これらの公文書印刷物等を行政利用に供するばかりでなく、研究者、都民等に公開するという、画期的な内容となっている。

そして上記の活動を担保するために、東京都公文書館の機構は、次に示すように、3課7係、定数51名からなる2級事業所として構想されていた。

館長 (部長級)

庶務課 (庶務係、財務係)

収書課(収書係、閲覧係、マイクロ製本係)

編さん課(都史編さん係、目録編さん係)

新庁舎は、数年間の予備調査や敷地選定ののち、港区海岸1丁目に建設することとし、昭和39年に計画を決定、40年度に敷地の整地作業と建築設計を終え、41年10月着工、43年9月に完成した。今はなき竹芝庁舎(港区海岸1-13-17。当初、職員研修所との合同庁舎であった。平成25年、竹芝地区再開発のため解体)がこれである。図4に開館当時の平面図を掲げる。

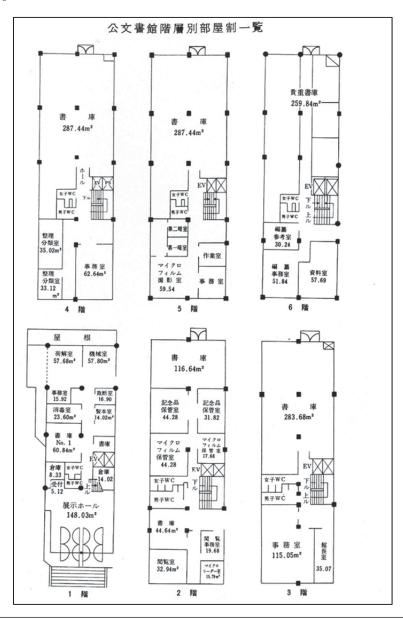


図4:開館当時の平面図(階層別部屋割一覧)

昭和 45 年度 東京都公文書館要覧 (昭和 45 年 10 月 1 日)

館長室が存在すること、事務フロアの広さ、荷解室の規模などから考えて、公文書館部分の建物構造が、中間保管庫機能をもった、2級事業所構想に基づいて建築されたことは間違いのないところである。しかし、建物は2級事業所を前提として建設されたにもかかわらず、実現したのは3級事業所としての公文書館であった。

2級事業所から3級事業所への規模縮小の理由が何だったのか、いまよるべき確かな資料がないので、これ以上の言及はさける。

(2) 東京都公文書館の設置と都文書群の形成

昭和43年(1968)10月1日、東京都公文書館設置。

東京都公文書館処務規程(東京都訓令甲第197号)により、館の業務内容をみると、

- 1、公文書類及び資史料の収集、製本、保存、利用及び廃棄
- 2、公文書類及び資史料のマイクロ化
- 3、都政史料の編さん
- 4、資史料の閲覧

となっている。その分科は以下のとおりであった。

庶務係

整理閲覧係

マイクロフィルム係

史料編さん(主任調査員)

東京百年史編集係

その後、東京百年史編集係とマイクロフィルム係が廃止され、**18 主任調査員制も係制(史料編さん係)に改められ、1課3係体制で今日に至っている。

公文書館設置以来、精力的に、文書課管理下にある書庫及び各局に滞留する永久保存文書の引継ぎをおこなった結果、今日につながる、いわゆる「都文書」群が形成されていった。

昭和 43 年 10 月 1 日以降同 46 年 8 月末日までの各局からの永久保存文書引継ぎ実績**19 は以下のとおりである。

件数 191,447件

冊数 40,251冊

箱数 3,874箱

昭和 45 年度版『東京都公文書館要覧』(昭和 45 年 10 月 1 日) に、誕生したばかりの公文書館の意気ごみを示すものとして、次のような「決意表明」とでもいうべき文章が載せらているので紹介してみる。

当館の開設前は、文書課の書庫が飽和状態であったため、永久保存文書の引継ぎが促進できず、各局で発生した永久保存文書は、庁舎内に不完全な整理のまま保管され

ていた。

当館の開設により書庫事情は解決されたが、長年累積している永久保存文書は、各局の整理保存の状態に相違点があり、又長年の慣行から、各局の自主的な引継ぎの促進は期待できない。各局に滞留している永久保存文書を早急に当館へ受け入れ、年々発生する永久保存文書も着実に引き継ぐことにより、正常な保存管理の体系の上にのせるためには、今後、当館が積極的に各局に働きかけ、指導を行う必要がある。

要は「黙ってじっと待っていても文書は引継がれない」という認識のうえに、永久保存 文書の引継ぎ促進と正常な保存管理体系を早期に確立するために、公文書館が積極的に各 局に働きかけ、指導を行う必要があるというものだが、この姿勢と問題意識は今日にも通 ずるものであろう。

(3) 東京府・市の永久保存文書を資史料と読み替えて公開

東京都公文書館の開設とともに、これまで都政史料館で保存し、行政文書として非公開扱いであった府・市時代の永久保存文書^{※20}が、歴史的資料と読み替えられて公開された。 四年10年の文書時間に生ぜって、不用よりて廃棄如公され、その後書中毎算字が「歴史

昭和19年の文書疎開に先だって、不用として廃棄処分され、その後市史編纂室が「歴史資料」としてもらいうけて、独自に埼玉県騎西町へ疎開した「明治期東京府文書」は、すでに四谷分室時代の昭和26年に仮目録も刊行され、公開利用に供されていたが、従来非公開であった行政文書としての府・市文書も、今回あらたに歴史的資料として公開されることになったのである。

昭和44年(1969) 7月10日には、東京都公文書館資史料閲覧貸出事務取扱要綱(総務局総務部長承認、44都公発第255号)が定められており、昭和46年度版の『東京都公文書館要覧』には、東京都公文書館の「資史料」として以下のようなものがあげてある。傍線筆者。

旧東京府文書 明治期	約15,000冊*都政史料館時代から公開
府·市時代永久保存文書	約21,300冊*今回あらたに公開
史料及び図書	約22,200冊
江戸及び近郊地図、東京地図その他絵図類	約 1,500点
庁内刊行物	約29,000冊
未整理史料及び図書	約11,000冊
	(昭和46年9月1日現在)

これにともなって、上記資史料のうち、「旧東京府文書 明治期」と「府・市時代永久保存文書」に関する以下のような目録(簿冊目録)が刊行された。**21

東京都公文書館蔵書目録①	(明治元年~30年)	昭和 49 年 3 月
東京都公文書館蔵書目録②	(明治 31~45 年)	昭和 49 年 8 月
東京都公文書館蔵書目録③	(大正元~15年)	昭和 50 年 11 月
東京都公文書館蔵書目録④	(昭和2~8年)	昭和 51 年 11 月
東京都公文書館蔵書目録⑤	(昭和9~18年)	昭和 53 年 3 月

(4) 東京都文書のうち 30 年経過文書の公開

資史料閲覧のための取扱要綱と同日付けで「東京都公文書館保存公文書公開基準」(総務局総務部長承認、44都公発第254号)が定められ、公文書館が保存する公文書を職員以外の者の閲覧に供し又は謄写させるときの取扱い基準が示された。

しかし、この「基準」が実際に運用された形跡はなく、都文書についてはその後も内部の行政利用にのみ限定されていたということができる。東京都公文書館年報に「公文書及び資史料のうち、明治、大正、昭和戦前期(昭和18年以前)の文書については、閲覧させることになっている。なお、戦後の公文書については、行政利用のみ供している」*22と書いてあるとおりの実情であった。「戦後の公文書」とは、正確には「昭和18年東京都成立後の公文書」の意味である。

公文書館が保存管理する昭和 18 年 (1943) 以降の都文書等が一般に公開されるようになったのは、昭和 60 年 (1985) 4月1日、東京都公文書館処務規程の改正(東京都訓令第 18 号、即日施行)によって、作成又は取得後 30 年を経過した公文書の公開を開始することになってからである。処務規程第一条 (掌理事項)を抄録すれば、以下のとおりである。

- 第一条 東京都公文書館(以下「館」という)は、都の公文書その他の記録(以下「公文書等」という。)を保存し、及び利用するため次の事務をつかさどる。
 - 一 公文書等を収集し、整理し、及び保存すること。
 - 二公文書等のマイクロフィルム化に関すること。
 - 三 都に関する修史事業を行うこと。
 - 四 公文書等を行政資料として都の行政機関の利用に供すること。
 - 五 公文書等(作成又は取得後三十年を経過しない公文書を除く。)を、学術研究、 調査等の資料として閲覧に供すること。(傍線筆者)

また同日付で定められた「公文書等の閲覧に関する基準」(60総総公第1号)によれば、 閲覧に供する公文書を「都の公文書(東京府及び東京市の公文書を含む)で作成又は取得 後30年を経過したもの」(第2条)と定義している。

30年経過文書の公開は、同年同日施行された「東京都公文書の開示等に関する条例」の施行、つまり東京都の情報開示制度の開始に対応したものである。

導入された東京都の情報開示制度では、都の施設で特別の管理のもとに置かれている公文書については、開示の対象としないことを定めていた(第 14 条第 2 項)。特別の管理のもとに置かれている公文書とは、都立図書館等で閲覧又は貸出しの目的で管理されている公文書のことであり、これについては、開示条例によるのではなく、当該施設の管理規程の定めに従った閲覧等によることとしたのである。

このことについて、条例立案の主管局が出した公式の逐条解釈では「都立図書館等に収集、整理及び保存されている図書、資料類は、一般の閲覧に供することを目的として管理されているものであるから、当該施設の管理規程の定めに従った閲覧等によることとし、公文書の開示をしないこととしたものである。」(昭和60年3月1日、50情情推第60号「東京都公文書の開示等に関する条例の施行について」)と説明している。

条例が、「都の公文書館」の名をあげずに、なぜわざわざ「都立図書館等の施設」としたのか疑問が残るが^{※23}、それはさておき、東京都公文書館は、公文書開示システムの開始を契機に、「積極的に情報の公開を進めていく情報提供施策の一つとして」^{※24}、従来行政利

用にのみ限定されており、今回また特別の管理下にあるとして情報開示システムからも除外された都文書のうち、作成又は取得後30年を経過したものの公開を開始したのである。ただし、実際の公開は、目録整備、内容調査等の作業を経たあとの、平成6年(1994)4月1日以降であった。

おわりに

本稿は、東京都公文書館に勤務する職員を対象とした平成25年度職場研修会で使用したテキスト「東京都公文書館の歴史―すべては疎開からはじまった」に加筆訂正したものである。もともと公文書館業務にはじめて従事する職員の業務参考用としてまとめたものなので、書庫を構成する3つの公文書群、すなわち東京府文書・東京市文書・東京都文書が、どのような経緯をへて東京都公文書館の管理下に入り、公開されるにいたったのかに重点をおいて書かれている。

ところで、東京府文書と東京市文書は、平成26年8月、国の重要文化財に指定された。 国民共有の知的資源であるこれらの文書群が、太平洋戦争中の文書疎開から敗戦後の復帰、 都政史料館から東京都公文書館の設置にいたる幾多の変遷をへて、多くの職員の手で守り 伝えられてきたことが、本稿によって幾分なりとも理解されれば幸いである。

さて最後になったが、「東京都公文書館の歴史」というからには、長期(永久)保存文書の引継ぎ、有期限文書の選別、マイクロ(デジタル)化、目録整備、書庫管理、広報等、今日公文書館が直面するさまざまな重要問題も取り上げて、その沿革をふまえ将来にわたっての問題解決策について検討しなければならないことはいうまでもないことである。温故知新。これら公文書館運営上のさまざまな問題にまで目配りした「公文書館の歴史」については、今後確実なるデータをもとにまとめられるであろうことを期待しつつ筆を擱くこととしたい。

- ※1 東京都組織規程第31条(本庁行政機関)に定める別表三の二、総務局の項に(一)東京都公文書館として所在地(世田谷区玉川一丁目二十番一号)と所掌事務(都の公文書類及び資史料の保存及び利用並びに都政史料の編さんに関する事務)の規定がある。
- ※2 東京府文書のうちには、数は少ないが郡役所文書が含まれている。郡役所文書とは、郡役所が作成又は取得した文書等をいう。郡役所は明治 11 年 (1878) 郡区町村編制法によって設置され、大正 15 年 (1926) に廃止された。東京府管内には、荏原・豊多摩 (明治 29 年南豊島と東多摩が合併)・北豊島・南足立・南葛飾・西多摩・南多摩・北多摩の8つの郡役所があったが、廃止と同時に各郡役所で保存管理していた郡役所文書は東京府庁に引き取られ、昭和 13年 (1938)、不用として廃棄処分された。現在当館にある郡役所文書は、その時の廃棄漏れであると考えられる。東京都公文書館蔵書目録 2 (東京府一大正・昭和) 209-212 p 参照

東京市文書中には、編入町村役場文書を含む。昭和7年(1932)10月1日、東京市周辺の82町村を東京市に編入し、あらたにこの地域に20区を設置し、さらにまた昭和11年(1936)10月1日、北多摩郡砧・千歳両村を東京市に編入(世田谷区に所属)した。編入に際して、各町村役場が保存管理していた町村役場文書は、東京市に引き継がれ、「編入町村役場文書」という名称の文書群で一括保存管理されていた。その数1万冊余。その後、東京都の成立・太平洋戦争中の文書疎開等により廃棄処分されたものも多く、現存するものは数百冊に過ぎない。東京都公文書館蔵書目録3(東京市一明治~昭和)255-265 p 参照。

東京市文書にはまた区役所文書も含まれる。そのうち麹町区役所文書は、東京市史編纂室が編さん参考資料として、昭和の初期に収集したものといわれている。大区小区制時代を含む明治期の麹町区役所文書で構成されている。その他の区役所文書の伝来については、不明。

- ※3 唯一の例外は、県と県内の市町村(ただし政令指定都市を除く)が合同して公文書館を建設している福岡合同公文書館である。
- ※4 東京都庁の誕生の経緯については、「東京都公文書館だより」第15号 (2009年9月) 所載「太平洋戦争中の文書疎 間1」 参昭
- ※5 以上、東京都編『都史資料集成』第12巻(東京都防衛局の二九二○日)解説から引用。
- ※6 数字があわないが、原文書のままとする。
- ※7 残された記録によって焼失冊数に相違がある。要は何万冊焼いたのか、正確にはつかめなかったということであろう。ともかく大量の文書が焼失したことはたしかで、灰になった巨大な文書の塊が、炭火の熾き (おき) のような状態になって何日も火が消えなかったという。その一方で、四谷文庫と同文庫内にあって再疎開待ちの文書群は、同日の空襲によって発生した猛火により延焼の危険にさらされたが、職員たちの懸命の防火活動によって奇跡的に焼失を免れたといわれている。
- ※8 昭和21年1月3日、連合国最高司令官総司令部参謀副官発3144号「日本政府ノ公用書類、綴込並ニ記録返還ニ関スル件」。
- ※9 市史編纂室の疎開先として水道局の管理する奥多摩地域が検討されたが、食料確保等に難点があるとして決定に至 らなかったと川崎房五郎のメモにはある。
- ※10 『都史紀要27・東京都の修史事業』(東京都、昭和55年3月)参照。
- ※11 ちなみに都庁の文書課は、東京市役所の文書課がその業務を引き継いで成立したものである。
- ※12 『都政史料館事業概要』(都政史料館、昭和31年1月)。
- ※13 川崎房五郎「市から都へ・私の思いで」(雑誌「都政人」1982年10月号)。
- ※14 雑誌「都政人」1952年5月号。
- ※15 安井知事は、もともと内務官僚の出身である。彼は、長い官界生活の浮き沈みのなかで、何度か浪人生活を余儀なくされたが、そのうち2回は東京市に職を得て苦境を凌いでいる。最初は、昭和3年の衆議院議員選挙に官を辞して茨城県から立候補して落選した後、昭和4~6年(当人数え年で39~41歳のとき)、東京市に就職し、社会局長に就任している。2度目は、昭和16年、中央政界の政争(宇垣内閣流産事件)にまきこまれ、余儀なく新潟県知事を辞めて浪人したとき、当時の市長大久保留次郎の招きによって再び東京市に就職し、防衛局長のポストに就き、後に電気局長に転任している。『安井誠一郎伝』(安井誠一郎氏記念像建設委員会、昭和42年刊行)の巻末年譜には、社会局長時代のこととして、「賀川豊彦を最高顧問として方面事業をはじめ、さかんに社会事業に没頭。また馬島僴と共に産児制限運動の普及につとむ。最年少の局長として市役所内の人気絶大、とくに堀切の後任たる新市長永田秀次郎の信頼を受く。」とある。なにかと制約の多い官吏世界とちがって、基礎的自治団体である東京市で、市長の信頼も厚く、部下にも慕われて、ノビノビと自分の思うとおり存分に仕事の腕がふるえたことは、知事にとって懐かしくも楽しい思い出であったにちがいない。
- ※16 私見だが、今日アーカイブスの世界では、原本の保存が大原則で、マイクロ撮影は、閲覧利用等による原本の劣化・破損等を防ぐことを目的として行われるのが普通である。書庫の狭隘化については、書庫の増設で対応するか、あるいは新館(分館)を建設する方式が主流となってきつつある(例えば、国立公文書館の筑波分館設置、さらには分館における書庫増設計画。アメリカ合衆国の国立公文書館NARAの新館建設など)。ちなみに、筆者が、その昔、某県公文書館を見学したとき、出来たばかりの文書庫は、まだ受け入れ文書も少なくガランとしていたが、案内してくれた職員が、建物の隣りの空き地を指さして、「この書庫が満杯になったら、ここに新しい書庫を増設するのです」と説明してくれた。さらに、その先に広がる、砂丘の松林を示しながら、「それも満杯になったら、第三、第四書庫と、この松林を潰して新書庫を増設していくので、ほぼ永遠に書庫が満杯になるようなことはありません。アッハハハ」と高笑いをされたことを記憶している。当然のことながら、文書保存機関である公文書館は書庫が命(いのち)なのである。将来にわたって書庫スペースをどう確保していくかという、この単純明快な事実を抜きにした公文書館運営理論は、それがどのように精緻に構築されたものであっても、すべて机上の空論、砂上の楼閣にすぎない。

東京都公文書館調査研究年報(2015年 第1号)

話を元にもどすが、マイクロ撮影技術は、資料の複製技術としては万全なものではなく、その用途はきわめて限定的である。その限界を考慮せず、やみくもに、マイクロ撮影後に原本を廃棄するというやり方は、将来に禍根を残す結果となるだろう。

- ※17 現在は、法ナンバーを付与すること等により、マイクロフィルムの法的認証力は認められている。
- ※18 東京百年史編集係は事業終了にともなう廃止。マイクロフィルム係は、合理化による業務の民間委託にともなう廃止である。
- ※19 昭和46年度版『東京都公文書館要覧』。
- ※20 明治・大正・昭和の東京府文書と東京市文書。図3参照。公文書館における請求番号が601~603、301~327の文書がこれに該当する。
- ※21 蔵書目録①には、 $601\sim603$ に配架してある明治元年から同 45 年までの府・市文書のデータが載せられていない。なお、平成 12 年 3 月には、新しい蔵書目録(簿冊目録)、『東京都公文書館蔵書目録』 $1\sim3$ が刊行されている。
- ※22 『東京都公文書館年報』第3号(昭和58年度)及び同第4号(昭和59年度)。
- ※23 現行「東京都情報公開条例」では、情報公開の対象とならない公文書として、第二条2の二に「都の公文書館その 他東京都規則で定める都の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究の資料として特別の管理がさ れているもの」があげてある。
- ※24 『東京都公文書館年報』、第17号、平成9年度、18p。

白石 弘之(しらいし ひろゆき)

- ·昭和50年、東京都入都
- ・昭和 51 年より東京都公文書館へ異動し、『東京市史稿(市街篇)』『都史資料集成』な ど東京都公文書館刊行物の編さんに従事する。
- ・平成20年3月に東京都を退職した後も、再任用、再雇用、非常勤として平成26年3月まで『都史資料集成』『都史資料集成II』を中心に編さんに携わった。
- ・東京都公文書館研究紀要第三号(平成13年3月)「書庫の不思議―太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について」など東京都公文書館の歴史に関する論考がある。

【研究ノート】

占領期都政史研究の可能性

-国立国会図書館収集 「プランゲ文庫」の新聞調査から-

> 東京都公文書館 史料編さん係 専門員 齊藤 伸義

1 はじめに

現在、東京都公文書館では、事業の一つとして、「都に関する修史事業を行うこと」^{※1}に取り組んでおり、史料編さん係がこれを担当している。史料編さん係では、この事業の一環として、おもに江戸期から明治期にかけての江戸・東京に関する史料を収める『東京市史稿』と、三多摩地域が旧東京府に編入した 1894 (明治 27) 年以降の東京の史料を収録する『都史資料集成』の二つの資料集を刊行している。

『都史資料集成』は、1901年に刊行起源をもつ『東京市史稿』のうち、市街篇を引き継ぐかたちで、対象年代を1945(昭和20)年までに延ばして編さんした資料集である。2012(平成24)年に第12巻「東京都防衛局の二九二〇日」を発刊して完結した。翌2013年からはさらにこの『都史資料集成』を引き継ぎ、昭和30年代までを対象とした『都史資料集成Ⅱ』の刊行が始まり、第1巻「東京都制の成立」が公刊された。現在、史料編さん係では、第2巻以降の刊行に備え、いわゆる占領期、1945年8月15日から1952年4月28日までの「都政史」に関わる調査活動に取り組み始めたところである。

一方、日本の占領期研究には蓄積がある。竹前栄治氏によれば、占領期研究の動向にはサンフランシスコ講和条約の締結から 2000 年に至るまでの間に、四度の高揚期があったとするが**2、なかでも「第3のブーム」の 1970 年代の占領期研究には、米国側の資料公開を背景に実証性が高まり、研究水準が飛躍的に向上した画期性があったと認識できよう。とくに、1972 年に、竹前氏、天川晃氏、福島鋳郎氏が集って結成した「占領史研究会」**3 は、会員を増やしつつ、その後の占領期研究をリードしていく役割を担うことになった。

この占領史研究会が 1976 年に発刊した『地方における占領史関係文献目録』の「あとがき」には次の記述がある。

昭和49年、本目録調査の企画が研究会で取りあげられ、以降足かけ3年を費して完成の運びとなった。(中略)

当初、東京都部を除いての調査を予定してスタートしたが、占領下の影響が一番大きかった東京都(特に各区における)のこの種の資料所蔵の状況についても把握すべく、急 拠 追加調査したが結果としては望むものが得られなかった。

特に東京都公文書館にこの種の文献が所蔵、管理されていなかったことは意外であった。**4

目録によれば、当時の都公文書館としては『都政十年史』(1954年)や「東京都公報」

等の所蔵を回答していたようだが、都公文書館が「渉外部文書」を公開したのは 1994 年度 に入ってからのこととなった。都公文書館が占領期の東京を取り上げて資料集を編さんす ることには学術的にも意義がある。

他方、この間、占領期を取り扱う都内自治体史の編さんが続いた。接収地・建物の占める割合が総じて高く、占領軍兵士と接する機会も多かったであろう二十三ある特別区に限ってみたとしても、1958年に刊行された『中央区史 下巻』を初めに、特別区の多くが通史や資料集を刊行している。なかには、『北区史 資料編 現代2』(1996年)のように、管内で蒐集できた史料だけでなく、いわゆるGHQ文書**5など管外の図書館、公文書館等で所蔵する史料も渉猟し、収めた自治体もある。

また、こうした自治体史のなかには『板橋区史 資料編4 近・現代』(1997年)のように、当時の新聞を積極的に所収する資料集がある。全国紙(東京版)が多いが、記事から、住民意識や生活ぶり、世相の動向などを読者がつかむことを期待したのであろう。

東京に限らない傾向と認識しているが、占領期に限らず、戦後の東京を扱った文献や研究はまだ限られており^{*6}、とくに実証研究はこれから本格化すると見通される。

小稿では、こうした各方面での占領期研究の成果と現状をふまえつつ、都政史の広がりと深化を意識して蒐集してきた、「プランゲ文庫」(「ゴードン・W・プランゲ文庫」)の新聞・通信コレクション(以下、新聞)調査から都政史研究の可能性を探りたい。

2 都政史の概念と理解

プランゲ文庫の新聞調査について述べる前に、都政史の概念についてここで整理をして おきたい。

東京都公文書館での用語「都政史」は、「東京都組織規程」(昭和 27 年 11 月 1 日 規則 第 164 号)の「都政史料の編さんに関する事務」にその根拠を持つと言えるだろう**7。同語の由来は定かでないが、この理解は『東京市史稿』編さん事業を始める際の説明に求め 得る。1902(明治 35)年 4 月 18 日の東京市会に提出された議案「第三十七号 東京市史編纂ノ件」の「説明」には次のようにある。

本市百般ノ事物時ト共ニ幾変遷ヲ重ネ今日ニ至ル、故ニ現在ノ状況ヲ以テ直ニ此レカ由来ヲ知ル可ラス。然ルニ公文書中各保存期限アリ、他年廃棄ニ属セハ又徴拠スへキモノナキニ至ラン、依テ此際本市ニ対スル制度、本市ノ経営シタル事業、及風俗民力等、其沿革ヲ審ニシ、既往ノ事歴ヲ知リ、将来ノ参考ニ資セントス、依テ本案ヲ提出ス。**8

東京市を東京都と読み替えると、都政史とは、将来の都行政での参考を目的として、都 を対象とした制度のほか、都が経営する事業、都内の風俗(日常生活)、民力(経済活動) などの沿革を調べ、それらの経緯を知るための事業と理解することができる。

都にまつわる制度や事業を記録しておくことに見解の相違はそう多くならないと思われるが、「都政史としての日常生活や経済活動」をどう捉え、何を資料集に収めてゆくのかの判断は分かれるかもしれない。

3 プランゲ文庫の新聞調査

占領期において、都内の日常生活や経済活動を把握するための史料の一つとして、私たちはプランゲ文庫に着目した。『山口県史 史料編 現代3(言論・文化 プランゲ文庫)』 (2004年)を始め、占領期を取り扱う自治体史において、プランゲ文庫の有用性を高く評 価し、資料集に収める自治体が増えてきていると認識したからである。

プランゲ文庫とは、GHQ/SCAPが占領政策の浸透と思想動向の綿密な調査を行うために始めた検閲において、日本全国から寄せられた雑誌や新聞、図書などである^{※9}。

プランゲ文庫は、ワシントンD. C. 郊外にあるメリーランド大学ホーンベイク図書館で所蔵されている。同大の歴史学教授で、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーのための戦史編さん作業にあたっていたゴードン・W・プランゲが、コレクションの歴史的価値に着目し、同大へ移していたためである。ホーンベイク図書館では1962年頃から整理にとりかかり、雑誌は約13,800タイトル、新聞約18,000タイトルある。いずれも敗戦直後から検閲制度が終了した1949年10月までのコレクションである。

日本の国立国会図書館では、雑誌については、メリーランド大学との共同事業として、1992年から目録化作業を開始し、1996年にかけてマイクロフィルムに撮影、1997年4月までに全てのタイトルの公開をしている。新聞については、メリーランド大学が作成したマイクロフィルムを1997年度から順次購入し、2003年2月までに全てのタイトルの公開をしている。

現在は、雑誌、新聞どちらもおもに東京本館憲政資料室で閲覧や複写利用することができる。同室で作成した都道府県別の出版地索引によれば、都内を出版地に持つ雑誌は 4,798 タイトル、新聞は 3,774 タイトルある。

プランゲ文庫は、国立国会図書館での公開が雑誌から始まった経緯と、高名な作家の「幻の作品」が見つかったとの報道がなされたことなどから、一般には雑誌のほうがよく知られている向きがあると思うが、都政史を編さんする私たちが着目したのは新聞である。この理由は、私たちが求めているものが「都内の日常生活と経済活動」の記録であるからであるが、プランゲ文庫の新聞には全国紙だけでなく、業界紙や地域紙、学校新聞(なかには学級新聞まで)が含まれており、私たちはそれらの記事を通じて都民の日々の活動や世相の一部を知ることができると考えた。

とくに、都政史編さんの目的である「将来の都行政での参考の資料とするため」という 視点からは、占領期の東京都が発行していた広報紙は進んで収めていく必要があると言え る。当時の都がどのように都民に都政を周知していたかを知り得るからである^{*10}。

写真は東京都労働局が出版していた『労組の友』第 12 号(1948 年 5 月 25 日、定価一部金二円)である *12 。労働組合の結成の方法をマンガで説いている *12 。労働組合の結成の奨励は 1945 年 10 月 11 日にマッカーサーが幣原喜重郎首相に伝えた、いわゆる五大改革指令によって日本側に要求されたものであるが、1948 年末までの都内の労働組合設立数は 4,946 組合、組合員数は 1,021,145 人であった (うち解散数は 986 組合、組合員数は 176,080人) *13 。

『労組の友』の記事が労働組合の結成の動きにどれだけの影響力を持ちえたか、これを追究し、実証することは容易ではない。だが、同じ読者として、労働組合に関心を持って購入した(手にした)読者の読後の印象を察すれば、社会における労働組合の役割をさらに深く認識する機会にはなり得たであろう。また、マンガへの親しみやすさから、労働組合に親近感も覚えたかもしれない。ただ、なぜマンガが用いられたのかはわからなかった。



4 おわりに

小稿では「都政史」の概念を整理し、プランゲ文庫の新聞における調査結果から占領期の都政史研究の可能性を探ってみた。プランゲ文庫の新聞は、日常生活や経済活動を知り得る記録として価値がある。とりわけ、都政を都民にどう伝えようとしていたかを知るには広報紙が活用できる。

プランゲ文庫の新聞を活用した研究書も現れるようになった。大里浩秋『戦後日本と中国・朝鮮ープランゲ文庫を一つの手がかりとして』(研文出版,2013年)と、吉見義明『焼跡からのデモクラシー(上)(下)』(岩波書店,2014年)である。

後者の副題でもあるが、草の根の占領期体験を、都政史やそれを通じての戦後東京の歴 史研究によって後世に伝えることが出来得るのなら、今後も、他の資料とともにプランゲ 文庫の新聞を積極的に活用していってもらいたい。

だが、都政史研究はまだ手探りである。都政史への多角的なアプローチを求めて、自治体史や研究の動向に目を配りつつ、館の内外を問わず資料を求めていく、そうした貪欲な編さん姿勢を東京都公文書館には望んでゆきたい。

〈参考文献〉

東京都『都史紀要二十七 東京都の修史事業』(1980年)

東京都『都史紀要三十八 東京の歴史をつむぐ-草創期の東京市史編さん事業-』(2001 年)

森熊猛『マンガ100年 見て、聞いて』(白樺文学館多喜二ライブラリー,2004年)

- ※森熊猛氏の著作について、篠崎木綿子氏及びメリーランド大学より掲載の許可をいただき、御礼申し上げます。
- ※1 「東京都公文書館処務規程」(昭和43年10月1日 訓令甲第197号)
- ※2 竹前栄治「日本占領史研究の現代的意味と『GHQ日本占領史』」(『GHQ日本占領史』別巻, 2000年, 10~12頁)。
- ※3 結成の経緯は福島鋳郎『G. H. Q. 東京占領地図』(雄松堂出版,1987年)に詳しい。占領史研究会は1990年に解散した。現在は旧会員有志が集って「占領・戦後史研究会」を結成、活動している。
- ※4 占領史研究会『地方における占領史関係文献目録』(1976年)92頁。
- ※5 GHQ文書とは、米国国立公文書館で所蔵する連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)が作成した文書を指す。国立国会図書館では、1978 年からマイクロフィルム撮影を開始、現在、同館東京本館憲政資料室にてフィルムを利用することができる。
- ※6 東京都『東京都戦災史』(1953年)、東京都『都政十年史』(1954年)、東京都『東京百年史 第六巻』(1972年)、石塚裕道ほか『東京都の百年』(山川出版社、1986年)、竹内誠ほか『東京都の歴史』(山川出版社、1997年)、源川真希『東京市政』(日本経済評論社、2007年)などがある。
- ※7 同規程により、都公文書館の前身組織の一つである「都政史料館」が設置された。
- ※8 東京市会事務局『東京市会史 第二巻』(1933年)690頁。旧字体は新字体に換えた。傍線部は筆者。
- ※9 プランゲ文庫の説明は、「国立国会図書館リサーチ・ナビ」にある「Gordon W. Prange Collection」 (http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/Prange.php) を参照した。
- ※10 都政への都民の反応や意識は地域紙や業界紙、そして雑誌から知り得るだろう。
- ※11 資料提供は国立国会図書館憲政資料室 (請求番号: VH3-R103)。
- ※12 作者は森熊猛。「労組の結成篇」のほかに、「会議の持ち方篇」(第12号)、「運動篇」(第13号)がある。
- ※13 東京都庁『昭和二十四年東京都統計書』(1950年,東京都公文書館所蔵,請求番号:統計G1)81頁。

【活動報告】

国立ハンセン病資料館・東京都公文書館共催企画展 「人権の歴史とアーカイブズ - ハンセン病、 隔絶の歴史を超えて」

> 東京都公文書館 史料編さん係 西木 浩一

1 開催の経緯と目的

東京都公文書館は国立ハンセン病資料館との共催企画展「人権の歴史とアーカイブズーハンセン病、隔絶の歴史を超えて」を開催した。東京都公文書館閲覧室内の展示コーナーを拡張して会場に充て、期間内に文化財ウィークと人権ウィークを含む形で、平成 26 年10月30日(木)~12月12日(金)を開催期間とした。

ハンセン病は前近代社会においても強い忌避や差別を引き起こしてきた病であるが、1907 (明治 40) 年に公布された「癩予防ニ関スル件」に始まる療養所への隔離政策のもと、 患者・回復者とその親族などに対する深刻な人権侵害が引き起こされてきた。

東京都東村山市にある多磨全生園(国立のハンセン病療養所)は、1909(明治 42)年、関東1府6県と新潟、長野、山梨、静岡、愛知の各県が連合して運営を行う「第一区府県立全生病院」として設置され、1941(昭和 16)年に国へと移管されるまで、東京府はその運営の中心的な役割を担ってきた。東京ではまた、養育院をはじめ、隔離政策が開始される以前にもハンセン病対策が行われている。

東京都公文書館には、国指定重要文化財「東京府・東京市行政文書」をはじめとする貴重な歴史資料が多数保存され利用に供されているが、その中には明治以降の東京におけるハンセン病対策の歴史に関わる記録資料も含まれている。それらの資料からは歴史的検証の礎となる貴重な情報を引き出すことが可能なはずであり、その一端を広く知っていただくことはアーカイブズとしての責務でもあろう。

一方で国立ハンセン病資料館は、展示や語り部活動などをとおして偏見差別の解消および患者・回復者の名誉回復に取り組むとともに、患者・回復者たちの生きた証となる資料を収集してきた。

そこで今回の展示開催にあたっては、次の3つのねらいを両館の共通認識として準備に 取り組むこととなった。

- ① 両館が所蔵する写真や記録資料、現物資料を効果的に組み合わせて紹介し、ハンセン病及び東京におけるハンセン病対策の歴史を正しく理解していただくこと
- ② 偏見や差別を歴史的に検証しその解消の課題を見据えるために、記録資料が果たす 役割について改めて考えていただく機会を提供すること
- ③ この企画展をきっかけとして両館の継続的な連携事業を模索していくこと

2 展示構成と出展資料・パネル

初期調査の段階から展示構成の骨格が定まっていくまでの経過を、当館が所蔵する関連 資料の「残り方」と関わらせながら振り返り、展示コーナーごとに出展した資料及びパネルの一覧を掲げていきたい。

なお、本稿の最後に、開催期間中会場で配布したリーフレットを掲載した(33 頁~40 頁)。 展示叙述の概要についてはそちらをあわせてご参照いただきたい。

I 前近代社会の「癩者」差別

前近代社会における「癩者」について、当館所蔵資料を通して展示構成することはできなかった*1。しかし、近代以降のハンセン病差別を取り上げたすぐれた叙述の中にも、前近代社会のハンセン病者については古今東西差別を受けてきたというような非歴史的な言及が間々見られる。そこでこのコーナーでは、穢れ観念と業病観に基づく強烈な忌避・排除を特質とした中世と、家筋・血筋の差別観が浸透した近世との対比を、パネル画像によって示すこととした。

伝染性を根拠とした隔離政策と、家筋・血筋差別は論理的には矛盾する。にもかかわらず、実際に隔離政策がエスカレートしていく過程では、広く地域社会に浸透し、患者やその家族自身をも拘束していた家筋・血筋の差別観念が、家や共同体から患者を切り離す行為を下支えしていたのではないか。こうした問題意識から、近世についてはとりわけ「癩」という病が家に続かないようにするための特有な葬法を紹介した。

とくに、これまで学術論文の中でしか紹介されていない、近世の「鍋被り葬」の画像については多くの観覧者の方の関心を引いたように思われる(別掲リーフレット参照)。「鍋被り葬」とは、ハンセン病などを病んだ死者を土葬する際、頭部に鉄鍋や銅鍋、擂り鉢などを被せる一種の呪術的埋葬方法と考えられている*2。

(展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵∙提供
コーナーキャプション 前近代社会の「癩者」差別	「一遍上人絵詞」(尾張甚目寺)	清浄光寺
中世の穢れ観念と業病観	「一遍聖絵」十一(淡路天満宮)	清浄光寺
江戸時代の「癩者」 家筋・血筋差 別の成立	享保 12 年「村中先祖より段々書印帳」(富沢分家文書・253)	国文学研究資料館
「癩者」の葬法 I 曹洞宗の対処 法	「祠曹雑識」巻三	国立公文書館
「癩者」の葬法Ⅱ 鍋被り葬	神奈川県臼久保遺跡発掘写真	神奈川県埋蔵文化財センター

Ⅱ 「隔離」以前の治療と救済活動

当館の情報検索システムを活用して、「癩」「ハンセン病」「光田健輔」等々の関連キーワードによる関連資料検索を行った結果、明治初期・前期のハンセン病関連資料を相当多数リストアップすることができた。とくに統一的な隔離政策が取られる明治 40 年代以前の治療や救済活動について、想定していた以上の史料が残存し、従来概説的にしか語られていなかった事項についても初めての紹介となる史料が見出された。

ここでの柱の1つは、後藤昌文と起廃病院に関するものであった。明治3年(1870)に

大学東校(のちの東京大学医学部)の病院に出仕しハンセン病治療に従事した後藤昌文は、はじめ柏木成子町(現新宿区)に癩病舎を設立、明治8年には猿楽町(現千代田区)に起廃病院を開き、ハンセン病治療の第一人者として知られていた。その後藤が、東京府から「施療券」を付与された患者の診察に当たるなど公的治療の一端を担っていたことや、外国人患者を受け入れていたことから、東京府文書の内衛生・外務関係の簿冊中にその足跡を辿ることができたのである。

日本の医学・保健衛生界の目がコレラやペストといった急性伝染病に向かっていた明治前半期、欧米からキリスト教布教のために来日した宣教師によって私立療養所が開設され、ハンセン病患者たちの救済に当たっていた。この内、東京府下の荏原郡目黒村に所在した「慰廃園」と、運営母体であった好善社についても東京府文書の中に関連資料があり、とくに好善社の法人認可資料には、ケート・M・ヤングマンをはじめとする設立メンバーたちの詳細な履歴書も添えられていた。

また現在も国立療養所への訪問・交流活動や、ハンセン病に関する普及啓発活動を継続されている公益財団法人好善社には、史料調査の機会を与えていただき、その中から2点の原史料の出展と関連文献の提供をいただいた。

(展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 「隔離」以前の治療と救済活動	慰廃園女子病舎(「私立病院慰廃園」よ り)	公益財団法人好善社
	明治七年「諸向往復」	東京都公文書館
後藤昌文と起廃病院	後藤昌文肖像画(明治 13 年「後藤昌文 先生甲府三井座演説大要」より)	国立ハンセン病資料館
起廃病院の評判	東京日日新聞(明治6年7月6日)·朝野 新聞(明治 10 年 12 月6日)	国立国会図書館
「難病自療」	「難病自療」	国立国会図書館
宗教者たちの救済活動	神山復生病院・熊本回春病院	国立ハンセン病資料館
ヤングマンと好善社	ヤングマン肖像	国立ハンセン病資料館
イングマンと好番社	慰廃園正門(「私立病院慰廃園」より)	公益財団法人好善社
慰廃園の開設と活動	目黒競馬場と慰廃園(「ある群像」より)	公益財団法人好善社
慰廃園ーキリスト教にもとづく救済	聖書講読会・礼拝堂内部(「私立病院慰 廃園」より)	公益財団法人好善社
病院機能の付設	調剤室と看護士・診療室(「私立病院慰 廃園」より)	公益財団法人好善社

(展示資料)

展示資料名	請求番号	簿冊名
「癩病患者施療之儀後藤昌文委託之義	608. C8. 3	明治十年「回議録 第 11 類 病院」〈衛
伺」明治 10 年	008. 08. 3	生課〉

「入院之者起廃病院え衣食相附し治療 為致度伺」 明治 10 年	609. B3. 6	明治十年~十一年「回議録 第七類養育院事務伺」〈庶務課〉
「外国人退院御届(ハワイ国人ギルベルト夫妻起廃病院退院の上通療につき届)」 明治 16 年	613. D5. 5	明治十七年「往復録」〈外務掛〉
「米国人フランシス・メレー母娘入院ノ件 伺」 明治 21 年	604. D7. 4	明治二十一年「普通第一種 稟新申録」〈外務掛〉
「好善社社団法人設立許可」 明治 37 年	626. A3. 4	明治三十八年「第一種 文書類纂 神社宗教」〈第一課〉
「私立病院慰廃園設立願」 明治 32 年	好善社所蔵 病院設立書類	(病院設立書類)
「癩療養所設置反対・慰廃園立ち退き要 求運動」 明治 41 年	好善社所蔵	大正元年十一月「好善社記録」
「感化救済事業経営者に対する奨励金 又は助成金交付関係書類(慰廃園)」明 治 45 年	630. B4. 3	明治四十五年=大正元年「第一種 文書類纂 地方」〈内務部庶務課〉

Ⅲ 養育院とハンセン病患者

明治5年(1872) 10月、「乞食・浮浪者」の一掃を図るべく設けられた養育院は、その後東京府 → 名望家からなる委員会への委託 → 東京市 → 東京都へと経営主体を移行させ、またその事業内容も救貧・児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉・看護婦養成などに広がり、その存在そのものがわが国の社会福祉の歴史を体現するかのような組織だった。したがって多くの公文書が長期間にわたって残されているほか、明治期以来の「月報」や「報告書」も当館に引き継がれている。

これらを活用して、このコーナーでは養育院設立以来その中心にあった渋沢栄一、そして明治31年(1898)に帝国医科大学から派遣されて以降明治42年9月に全生病院医長として転出するまで、養育院でハンセン病患者に向き合った医師・光田健輔という二人の人物が、それぞれの立場からハンセン病対策に影響力をもち、隔離政策の原型を生み出していった過程を紹介することとした。

明治37年の養育院大塚本院建物見取り図からは、本院の北東の隅っこ、そこだけ塀に囲われた一画に癩患者収容病棟「回春病棟」と癩患者浴室、そして「屍室」(死体安置所)のみが隔離されている状況を見て取ることができる。それは明治40年に公布された法律「癩予防ニ関スル件」に先立って、まさに隔離政策の原型が成立していたことを象徴的に示すものだった。

(展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 養育院と ハンセン病患者	養育院略年表(明治期) ※画像はなし	
東京市養育院大塚本院	東京市養育院大塚本院(「東京市養育院実況」明治 32 年)より	東京都公文書館

「癩病離隔所設立の必要につい	光田健輔肖像	国立ハンセン病資料館
て」	「東京市養育院月報」第 14 号(表紙)	東京都公文書館
塀の向こうの隔離室「回春病室」	東京市養育院建物全図(「明治三十 七年東京市養育院第三十三回報告) より	東京都公文書館
養育院から全生病院へ	渋沢栄一肖像写真(「六十周年記念 写真帖」)より	東京都公文書館
	「東京市養育院月報」第 74 号	東京都公文書館

(展示資料)

展示資料名	請求番号	簿冊名
「養育院并貧民救助取扱之規則御尋二 付会議所上申」	606. C6. 12	明治五・六年「会議所伺」〈庶務課〉
光田健輔「癩病離隔所設立の必要に就い て」 明治 35 年	市刊G418	「養育院月報」12 号 明治 35 年
「癩病患者浴室・死亡室等寄附ノ件」 明 治 36 年	602. D7. 14	明治三十六年「庶務課文書 市会 第一種」十冊ノ四
「光田健輔多年東京市の公職に従事し勤 労により給与」 明治 42 年	602. A7. 22	明治四十二年「秘書 進退録 命令 賞罰」〈東京市〉

IV 癩療養所「全生病院」−出口のない隔離の中で

明治 42 年 (1909) に「第一区府県立全生病院」が設立された。当然東京府文書の中にはその前後の時期の関連史料が含まれている。しかし、開設後、一定の時間が経過してからの全生病院運営に関する他県や国とのやり取り、あるいは病院内部の実態を示す史料はほとんど存在しない。さらに大正・昭和期の関連史料になると著しく乏しい*3。

こうした史料的制約もあったが、今回は国立ハンセン病資料館との共催企画であるから、このコーナーについては同館の所蔵される現物資料を中心とし、さらに過去に作成された同館の展示図録から画像を選定してパネル作成を行うことで、癩療養所の中の生活に光を当てることとなった。

(展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 癩療養所「全生病院」 —出口のない隔離の中で	全生病院の収容門(大正期)	国立ハンセン病資料館
雑居部屋での生活	山吹舎一号室復元	国立ハンセン病資料館
患者作業	医局の手伝い 包帯の巻直し作業 農産部 野菜の収穫	国立ハンセン病資料館
療養所の中のこどもたち	女の子(昭和5年頃) 面会所(昭和 13年)	国立ハンセン病資料館

療養所の中の学校	全生病院内の寺子屋授業 (大正初 期)	国立ハンセン病資料館
----------	------------------------	------------

(展示資料)

展示資料名	請求番号	簿冊名
「全生病院医長辞令 光田健輔」	602. A7. 18	明治四十二年「秘書 進退録 第一種」〈東京府〉冊ノ九
「逃走患者名簿」	国立ハンセン病資料 館所蔵	「逃走患者名簿」
「癩患者多数共謀脱出の件報告案」	603. B2. 17	明治四十四年「秘書 機密雑件 第 一種」冊ノ五
患者自助具(スプーン・フォーク)	国立ハンセン病資料館所蔵	
義足	国立ハンセン病資料館所蔵	
「なかよし」	国立ハンセン病資料館所蔵	

V 隔離の中の創造

上記 I からIVの展示構成は、当初公文書館側が示した原案に沿うものであった。逆にハンセン病資料館から提案いただいたのが、終生隔離の場となった療養所の中で営まれた創作・文化活動を紹介してはどうかとの案だった。現在の国立ハンセン病資料館の常設展示においても、また 2007 年に開催された企画展「こころのつくろいー隔離の中での創作活動」の図録をめくっても、実にすばらしい作品が並ぶ。公文書館としてもそれらを紹介したい気持ちはやまやまだったが、何分専用の展示室ではないため遠慮していたというのが正直なところだった。

そこで破損や転倒のリスクが少ないものを中心に出品し、もう一つのコーナーを立ち上げることとした。「隔絶の歴史を超えて」とのサブタイトルを付しながら、差別・偏見を克服していく経緯や、そのための取り組み・運動などを今回の展示に盛り込むことはできなかった。それだけに、それ自身のもつ「力」をもとに入所者と社会とのつながりを生み出してきた作品群の展示は、構成上も重要な意味をもったと思う。

(展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 隔離の中の創造	山本暁雨 創作風景	国立ハンセン病資料館
山本暁雨 書「春暁」	「春暁」 ※原寸大でパネル化	国立ハンセン病資料館

(出展作品)

国吉信 「薔薇」	(油絵)	国立ハンセン病資料館所蔵
川島義教「あくび」	(写真)	国立ハンセン病資料館所蔵

山本勝正「礼拝堂」	(写真)	国立ハンセン病資料館所蔵
佐々木松雄「青い鳥楽団」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵
北高「瑠璃釉鎬文壺」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵
高山勝介「真珠ラスター釉壺」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵
大津きん「壺(仮題)」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵

VI 啓発コーナー

以上5つのテーマからなる展示の中間に、ハンセン病に関する啓発と学習のため以下のコーナーを設けた。

- ハンセン病そのものについての説明コーナー
 - 国立ハンセン病資料館監修により、「ハンセン病ってどんな病気?」「日本における ハンセン病の発生状況」「ハンセン病の後遺症」という3つのタイトルからなるパネ ルを掲示した。
- DVD視聴コーナー
 - 国立ハンセン病資料館が企画・製作された「語り部活動」の講演を収録したDVD を視聴できるコーナーを設け、佐川修氏、平沢保治氏の講演記録を自由に選んでご覧いただけるようにした。
- ・関連図書閲覧コーナー
 - 国立ハンセン病資料館及び公益財団法人・好善社の編著書を手にとって閲覧できるように配置し、閲覧用の座席を設けた。
- ・人権啓発リーフレット類の配布

3 成果と課題

今回の共催企画展は516名の方にご観覧いただいた。アンケート集計を見てみると、「企画展の内容はどうでしたか?」については、〈大変よかった:43%、よかった54%、ふつう3%〉、「人権問題についての関心や理解は深まりましたか?」に対しては〈深まった:58%、やや深まった:34%、あまり深まらなかった:3%〉との結果が示された。

近年、ハンセン病に関する話題やニュースがテレビなどで報道されることは増えている と思われるが、その一方で人権侵害の背景、歴史的経緯などを丹念に掘り下げる機会は必 ずしも多くはない。そうした受け取る情報のギャップを埋めるような意味で、関心や理解 が一定度深まったと感じて下さった方が多かったのだと思う。

また、人権啓発の取り組みについてみると、近年はとりあげるべき人権課題が大きく広がりを見せており、多様な問題を貫く人権の普遍的価値が丁寧に説明される一方、個々の問題が有する歴史的特殊性については必ずしも十分に言及されない傾向があるように感じる。その意味で資料に根ざした展示といった手法は、一般的な啓発活動を補完する可能性を有しているのではなかろうか。

ところで公文書館や博物館のような歴史資料保存利用機関は一般に人権問題を扱うことに慎重な場合が多い。かつて、人権擁護を目的とする運動団体が対行政闘争を展開する突破口として、しばしば歴史資料集や歴史展示に差別記載があったというようなケースを利

用することがあった。近年は運動団体自身が歴史的解明を萎縮させるようなかつての運動を自省されており、状況は変わっているのだが、当該機関の中にはかつてのトラウマが残っているのかもしれない*4。本企画展はそのような状況の克服を目指す問題提起としても一定の意義をもったものと考えたい。

以上の諸点を本企画展の成果と総括したいのだが、他方、「人権問題に関わる理解や関心」 が「あまり深まらなかった」と回答された3%の方が抱かれた物足りなさについて、課題 を明確にしておく必要があろう。

- ・光田健輔医師に対する評価の曖昧さ=結婚の前提として断種手術を強制していった事 実などが展示されていない。
- ・療養所内の秩序維持の名目で行われた懲戒検束、監禁室のことなどが示されていない。
- ・公文書館が歴史的検証を支えるという意味がよくわからない。

以上のようなコメントを付していただいた。

前者の2点はおっしゃるとおりで、当館所蔵資料の偏在にも規定されて明治初年から前 半期に重点を置き、とりわけ隔離政策がエスカレートしていく時期の問題が十分に取り扱 われていないことへの批判であろう。その結果、「歴史的検証」の機能は十全に果たせてい ないのではないかという3つ目のご意見にもつながることになる。

展示スペースと史料的制約からして今回の企画展は通史叙述としては不十分な面があったが、それならばその限定を明確にしておくべきであったと思う。

今後、国立ハンセン病資料館との継続的な連携を図る中で、よりトータルなハンセン病対策史とその基本資料の発掘、紹介を模索していきたい。

- ※1 南伝馬町名主高野家に残された「日記言上帳」の中に、「癩」を発症した女性を非人集団に引き渡す内容の記述がある。今回は限られたスペースの中で中世と近世の差別の質的相違を際だたせるため当該史料には言及できなかったが、西木浩一「都市江戸における非人身分とその『周縁』」(『部落問題研究』197 輯、2011 年 6 月)に紹介がある。
- ※2 桜井準也「近世の鍋被り人骨について」、西木浩一「都市下層民衆の墓制をめぐって」(江戸遺跡研究会編『墓と埋葬と江戸時代』2004年、吉川弘文館)
- ※3 一次史料は全生病院で作成・保管され、その内の一定数が現在国立ハンセン病資料館に引き継がれている。しかし、当時たとえば国への報告や出願などがあれば、それは東京府を経由して提出されたものと推測される。そのわりには明らかに史料が少な過ぎるのである。ここで注意しておきたいのは、現在東京都公文書館に引き継がれている「東京府・東京市行政文書」は33,807点を数えるが、昭和18年7月に東京都制が施行された際、府・市から引き継がれた文書は約16万冊だったという事実だ。詳細は本研究年報所載の白石弘之氏の論考に記されるところであるが、ハンセン病問題に限らず大正期・昭和戦前期の東京府衛生課、あるいは東京市健民局等の公文書それ自体多くが散佚したものとみられる。無らい県運動が展開されるなど強制隔離政策がいっそう強まるこの時期は、歴史的検証のもっとも必要な時期ともいえるが、以上のような史料的制約から今回の企画展では触れることができなかった。
- *4 西木浩一「部落問題研究と歴史史料の公開・刊行について」『部落問題研究』136 輯、1996 年)、寺木伸明・藤沢靖 介監修『街道絵図に描かれた被差別民』(2008 年、東京美術)

〈主要参考文献〉

藤野豊編『歴史のなかの「癩者」』(1996年、ゆみる出版) 藤野豊『「いのち」の近代史-「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』(2001年、かもがわ出版) 沖浦和光・徳永進編『ハンセン病ー排除・差別・隔離の歴史』(2001年、岩波書店) 成田稔『日本の癩対策から何を学ぶかー新たなハンセン病対策に向けて』(2009年、明石書店)。国立ハンセン病資料館編集発行にかかる以下の図録。『こころのつくろいー隔離の中での創作活動』(2007年)、『ちぎられた心を抱いて一隔離の中で生きた子どもたち』(2008年)、『隔離の百年一公立癩療養所の誕生』(2009年)、『全生病院を歩く一写された20世紀前半の療養所(2010年)、『癩病記録ー北条民雄が書いた絶対隔離下の療養所』(2012年)、『想いでできた土地-多磨全生園の記憶・くらし・望みをめぐる』(2013年)、『国立ハンセン病資料館常設展示図録 2012』(2013年)

人権の歴史とアーカイブズ

ハンセン病、隔絶の歴史を超えて



開催にあたって

日本においてハンセン病患者は前近代以来差別を受けてきましたが、明治40 (1907) 年に公布された「癩予防二関スル件」に始まる療養所への隔離政策のもと、患者・回復者とその親族などに対する深刻な人権侵害が引き起こされました。

東京都東村山市にある多磨全生園(国立のハンセン病療養所)は、明治42(1909)年、関東1府6県と新潟、長野、山梨、静岡、愛知の各県が連合して運営を行う「第一区府県立全生病院」として設置されました。昭和16(1941)年の国立移管まで、東京府はその運営の中心的な役割を担いました。一方東京においては隔離政策が開始される以前からハンセン病治療や救済に取り組む営みがみられました。

東京都公文書館が所蔵する「東京府・東京市行政文書」(国指定重要文化財)には、これら明治以降のハンセン病対策に関わる記録資料が多数含まれています。

また、国立ハンセン病資料館は、展示や語り部活動などを通して偏見や差別の解消及び患者・回復者の名誉回復に取り組むとともに、患者・回復者たちの生きた証となる資料を収集してきました。

本企画展は、両館の共催により、東京におけるハンセン病対策の歴史を見つめなおし、偏見・差別の解消や名誉回復などの課題を広く共有していただくことを願って開催するものです。あわせて不当な偏見や差別を歴史的に検証していくうえで、記録資料の果たす役割についても、改めて考える機会となれば幸いです。

平成26年10月30日

東京都公文書館 国立ハンセン病資料館

前近代社会の「癩者」と差別

「ハンセン病患者は 歴史上常に差別をされてきた」、という捉え 方は不十分です。同じ 病気を発症したとしても、 そのために被った差別 の具体相はその時代と 社会の構造に規定され変化していたのです。

歴史的に形成されてきた偏見・差別を、今、歴史的に解消していくために、前近代社会の「癩者」の生活像と差別のあり方を丁寧に解明していくことが大切になります。

■ 中世社会の「癩者」差別 - 機れ観念と業病観

12世紀のはじめに成立したとされる「今昔物語」には、美濃国で疫病が流行した際に、これを鎮める法会の導師に招かれた尊い僧に嫉妬し、厳粛な法会に乱入して狼藉を働いた「心懐」という僧侶の説話が収載されています。

数年後、心懐は報いによって「白癩」となり、かつては親子の縁を結び何かと引き立ててくれた乳母からも「穢れ」だといって、同居はもちろん側に寄ることすら拒絶されるのでした。結局行き場がなくなって、11世紀当時、「不具者」(身体に障害をもつ人々)、「癩者」、「乞食非人」らが集住していた中世都市京都の周縁、「清水坂の庵」に行って住みました。しかしそこでも「片輪者」からも憎まれて、3ヶ月ばかりで死んでしまったといいます。

ここには「癩者」が穢れた存在として厳しく忌避・排除されたこと、また仏教 者を誹り嫉妬した報いとして発病する業病とする考えが明確に語られています。

近世社会の「癩者」差別 一家筋・血筋の差別観

江戸時代になると、近世医学が「癩者」に向き合い、在宅で生きる患者の姿も確認できるようになります。しかし、民衆レベルまで「家」が確立していく時代の中で、新たに家筋・血筋に基づく病であるという偏見が広まりました。

これに対して、「癩」という病を断ち切るために「癩者」に特有な葬儀や墓のあり方が明らかになっています。たとえば、安永9年(1780)、武蔵国比企郡のある村で「癩病」に罹った一人の老婆が、自分が死んだら家墓には埋葬せず村境の馬捨て場に自分を埋めるよう遺言して亡くなりました。「先祖の墓に葬れば、癩病が子孫に伝わり、やがては百姓株が断絶してしまう」というのです。また、埋葬する際、土葬する遺体の頭部に鉄鍋や銅鍋、擂鉢をかぶせる「鍋被り葬」という埋葬法について埋蔵文化財発掘調査が進み、骨の分析からハンセン病であったことが確かめられるケースが増えています。



図1:鍋被り葬

神奈川県茅ヶ崎市臼久保遺跡

画像提供:神奈川県埋蔵文化財センター



鍋をはずした状態



Ⅱ「隔離」以前の治療と救済活動

明治40(1907)年、法 律「癩予防二関スル件」 が成立、その2年後に は公立療養所が設立 され、国家によるハン セン病患者の隔離政 策が始めらます。

しかしそれ以前、不 治の病と思われていた ハンセン病の治療に取 り組む医師や、放浪す る多くの患者を救済し た、キリスト教をはじめ とする宗教者たちの姿 がありました。

いまだハンセン病を 治癒に導く化学療法は なく、その治療・救済に はもちろん限界が存在 していました。しかし、 その後の隔離政策が 一人ひとりの患者に人 間として向き合うという あたりまえの姿勢を大 きく後退させていった 現実を想起する時、隔 離政策以前の治療や 救済活動の実態を丁 寧に掘り起こしてみるこ とにも意味があるので はないでしょうか。

ごとう しょうぶん 後藤昌文と起廃病院

後藤昌文は、明治3(1870)年、大学東校(のちの東京大学医学部)の病院に出仕し、 救育所でハンセン病患者の治療に当たりました。その後、個人で柏木成子町に癩 病舎を設置、明治8(1875)年には猿楽町に起廃病院を開設し、ハンセン病専門医と して評価を高めていきました。東京府から「施療券」を付与された患者の診察に 当たったほか、評判を聞いて外国から治療のため訪れたハンセン病患者の入院加 療も行い、当時の新聞にもその評判が紹介されています。

医学的には限界があったかもしれません。しかし清潔な環境維持と患者自身の 体力の向上を図り、治癒すべき対象として患者に向き合う医療が展開していた事 実は、のちの公立癩療養所における「療養」の限界を問い直す上でも重要な意味 をもっているのです。



図2:後藤昌文先生肖像

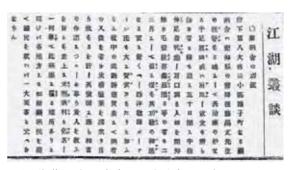


図3:後藤昌文の治療の評判を伝える紙面 「東京日々新聞」 明治6(1873)年7月6日

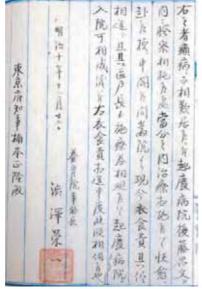


図4:「回議録・第7類・養育院事務伺」 (609.B3.06)

養育院に収容したハンセン病患者の治 療を起廃病院に委託することについて 養育院長渋沢栄一が提出した伺書です。

いはいえん 慰廃園

―救済と療養のために

明治初年から前半期、日本政府の衛生行政はコレラなどの急性伝染病対策に追われ、ハンセン病対策にはほとんど関心が向けられませんでした。こうした中、欧米からキリスト教布教のため来日した宣教師たちは、寺社門前で物乞いをしたり、水車小屋に一人で暮らすハンセン病患者らと出会います。偏見と差別の中で悲惨な境遇に生きる患者の姿は彼らに衝撃を与え、患者たちに宗教的救済を与えることを目的にした私立療養所が開設されていきました。

明治6 (1873) 年に長老派教会の海外伝道部から日本に派遣されたケート・M・ヤングマンは、翌年築地の外国人居留地に「B六番女学校」を開校し、教育を足掛かりとして伝道を展開していきました。この学校で洗礼を受けた10人の生徒とともに明治10年に発足した好善社は、組織を拡充し伝道活動を進めていきましたが、教会に通っていた一人のハンセン病患者と出会い彼女の援助に取り組んだことを契機として、療養所の建設を実現しました。これが明治27 (1894) 年10月、東京府養護6 郡目黒村に設立された「慰廃園」です。

開園から4年を経た明治32(1899)年6月、慰廃園は「私立病院慰廃園」としての認可を得ました。こうして慰廃園はハンセン病患者に対する宗教的救済と療養を行う先駆的施設として機能していきます。ヤングマンと出会い好善社に集ったキリスト者たちの思いは原点として生き続け、入園患者一人ひとりの自主性を重んじ、家庭的雰囲気の中での療養と救済を保障するという、後の公立療養所にはみられない独自の伝統を形成していくことになりました。



図7: 慰廃園での聖書講読会 公益社団法人好善社提供



図5:ヤングマン肖像



図 6:ケート・M・ヤングマン履歴書 「第1種 文書類纂・神社宗教」 (626.A3.4)

明治38年(1905)、好善社の社団法人認可申請書に添えられたもの



図8: 慰廃園の診療室 公益社団法人好善社提供



||| 養育院とハンセン病患者

明治5(1872)年10月、 ロシア皇太子来日に際し、 明治政府は帝都の体面 上乞食浮浪者の一掃を 計画、10月15日、本郷 の旧加賀藩邸内(現・ 東京大学)に240名の 人々が収容されました。 ここから営繕会議所附 属養育院がその活動を 開始します。

その後、経営主体は 東京府→名望家からな る委員会への委任→東 京市→東京都へと移り 事業内容も救貧・児童 福祉・高齢者福祉・障 害者福祉,看護婦養成 などに及び、わが国の 社会福祉のあゆみを体 現する存在となっていき ました。

明治期、多くのハンセ ン病患者が家族や村を 離れて放浪する現実が あり、養育院に収容され た者の中にも一定の比 率でハンセン病患者が 存在していました。そし て明治30年代、この養 育院を舞台に養育院長・ 渋沢栄一、医師·光田 健輔らによって隔離政 策の原型が形成されて いきます。

みつだ けんすけ 医師 · 光田健輔

養育院では、明治23 (1890) 年7月から帝国医科大学に委託して医師を派遣しても らう制度をとっていました。派遣医が頻繁に交代する中、明治31 (1898) 年7月に派 遣されてきた光田健輔は、異例ともいえる長期間養育院に在職し、明治34年に医 師を東京市職員として雇用する制度ができてから4年後の明治38年、正式に東京市 養育院の「医員」となります。

その後光田はハンセン病治療一筋に生き、「救らいの父」とも言われ叙勲の栄 誉に浴する一方、ハンセン病治癒が可能となった以降も終始一貫して強制隔離策 に固執し、不当な人権侵害をもたらしたとして批判も受ける人物です。

放浪の果てに収容されたハンセン病者に向き合ったこの養育院での経験が、光 田の人生、そして日本のハンセン病対策の方向に大きな影響を与えることになり ます。



図9:東京市養育院大塚本院 「東京市 養育院実況」明治32(1899)年

養育院は本郷・旧加賀藩邸内→上野 護国院内→神田和泉町→本所長岡町 を経て明治29年(1896)3月、小石川 区大塚辻町に新築移転しました。



図10:光田健輔肖像

ハンセン病患者隔離室「回春病室」

明治35(1902)年3月、光田健輔は『東京市養育院月報』に「癩病離隔所設立の必要について」という論説を掲載しました。そこでは日本におけるハンセン病蔓延の状況が具体的に記され、社会一般が遺伝病とか「天刑」といった古い考え方にとらわれ、伝染病の恐ろしさを認識していないことに強い危機感が表明されています。そしてまず東京市がすみやかに適当な設備を施すことで、「首都の体面」を保つとともに、政府に隔離政策をとらせるために世論をリードすることを求めています。

実はこれより先、すでに養育院ではハンセン病にかかった入院者の隔離室を設けていました。しかし、おそらくは他の施設の流用であったためか公的な記録には明示されていませんでした。ようやく明治36年、隣接地の購入を機にこれまでの「隔離室」を癩患者収容の施設とし、「回春病室」と名付けたことが「年報」に記されます。公的機関で公式に認められた、はじめてのハンセン病患者隔離施設でした。

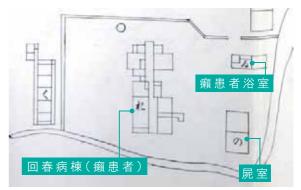


図11: 塀の向こうの隔離室「回春病室」「明治三十七年東京市養育院第三十三回報告」に掲載された建物全図から抜粋した図。養育院大塚本院の北東隅に塀で囲われた一画に、回春病室・浴室が屍室(死体安置所)とともに立ち並んでいました。

養育院から全生病院へ

帝国議会においてもハンセン病対策が議論されるようになっていた明治38年(1905)11月、熊本に回春病院を設立しハンセン病患者の救済に当たっていたハンナ・リデルが上京、大隈重信や渋沢栄一に支援を要請しました。当時の同盟国イギリスの女性が献身的な努力をしているという事実は政・財・官界の人々を動かします。

渋沢が回春病院への援助のため銀行倶楽部で開いた会合では、光田健輔も演説し、「伝染質」である癩病の患者「三万有余」が自由に放任されていることの危険を力説しました。こうしてハンセン病患者の隔離へ向けて事態は大きく進展していきます。この年まだ29歳の医師光田は、養育院院長渋沢を介して、大きな影響力を身にまといつつありました。

こうして明治40年に法律「癩予防ニ関スル件」 が成立、2年後に公立療養所全生病院が設立され ると、養育院のハンセン病患者たちもここに移 されました。そして光田健輔医 師も全生病院医長として着任、大正3年 (1914) に は院長となり、さらに昭和6年 (1931) には最初の 国立療養所・長島愛生園の園長に就任します。

ハンセン病をとりまく医学界の国際的潮流は次第に絶対隔離のような過酷な方式を否定していきます。しかし、わが国の隔離政策は異常なまでにエスカレートしていきました。その過程の歴史的検証はなお大きな課題といえるでしょう。



図12:光田健輔 全生病院医長 任命の記録

W_{癩療養所「全生病院」}

日本では明治40年 (1907)に「癩予防二関 スル件」が公布され、2 年後の同42年4月1日 から施行されます。この 法律により、全国5ヶ所 に公立療養所が設置さ れ、患者の「救護」を目 的とした隔離収容が開 始されました。東京には 第一区府県立全生病 院(現 多磨全生園)が、 北多摩郡東村山村に設 置されました。

当初の収容対象は主 に家を離れて寺社や路 傍で暮らしていた「浮浪 癩」でしたが、以後、90 年にも及ぶ、患者隔離 を基本とした国の対策 がここから始まっていき ます。

雑居部屋での生活

1920年代以降、すべての患者の隔離を強化する方向に政策が展開され、昭和6年 (1931) には「癩予防法」が成立、強制隔離による病気の絶滅という考えのもと、 在宅療養の患者も療養所へ強制的に入所させるようになりました。

図14は昭和3年(1928)、全生病院内に建てられた男子独身軽症者用の寮(「健康 舎」)、山吹舎の様子を再現したものです。

療養所に収容されると患者は1、2週間収容病室に留め置かれ、病歴や他の病気 の有無を調べられました。その後重症者以外は「健康舎」と呼ばれる長屋の雑居 部屋に移り、療養所での生活が始まりました。ここでは一室12畳半の部屋に6~8 人が住むのが標準で、見ず知らずの人たちとの共同生活が続いていくのです。

ハンセン病を発症したゆえに収容されながら、軽症者は病人としての扱いを受 けず「健康舎」に入ったのです。ここには、治療よりも収容を優先し、出口のな い隔離生活の中で多くの患者が病状・障害を重くしていったという、公立癩療養 所の歪んだ姿が象徴的に示されています。



図13:全生病院の収容門 大正期



図14:雑居部屋での生活 山吹舎一号室復元 (国立ハンセン病資料館第2展示室)



包帯の巻き直し作業



図16:患者作業 医局の手伝い

患者作業

患者たちは、療養所の中でも「人の役に立ちたい」という願いから、手 足の障害・知覚麻痺・発汗障害をおして「患者作業」に従事しました。 また作業にはわずかながら作業賃も支払われました。

しかし、患者たちは知覚麻痺のある手足に切り傷や火傷を負っても気 づかず、仕事を続けて化膿させたりすれば指や手足を切断するような事 態に至るのです。このようなリスクがあるにも関わらず、十分な休息や 医療の確保が難しい中で行われた患者作業は、多くの患者の障害をより 重いものにしていきました。

療養所の維持・運営は大部分「患者作業」に依存していました。 構内清掃や洗濯、風呂番といった日常生活を支えるものから、 大工・土工・下水管掃除、また農業や畜産も行われていまし た。さらに盲人や両足を切断した患者の暮らす不自由舎の看 護や介護も「患者付添」という患者作業の一つでした。

療養所の中の子供たち

発症すれば、子どもも同じように療養所に収容されました。愛情を注いでくれ る親や、子どもらしい生活を送る友達との絆を、病を理由に断ち切られてしまっ たのです。

治療し、治癒したら退院する。この当たり前のプロセスが欠如した隔離政策の 矛盾は、子どもたちの上に重くのしかかっていきました。



図17:女の子 昭和5(1930)年頃

ぐ入浴、その短い間に監督のすすめもあって送っ た少女は本能的に不安を感じ絆の切れること ルも行けば高い土手、踵を返してまた走る。 せず、振り上げた手は監督につかまれる。陽

(多磨全生園患者自治会編『倶会一処』より)



図18:面会所 昭和13(1938)年



図19:全生病院内の寺子屋授業 公立療養所には正式な学校がありませんで した。そこで子どもの患者たちに読み書きを 教えるため、礼拝堂などに机と椅子を並べ て寺子屋式の「学校」が設置されました。教 師は患者の中から経験や知識のある者を 選んで「患者作業」として行わせていました。

【編集・発行】 東京都公文書館 **〒**158-0094

東京都世田谷区玉川1-20-1

TEL 03-3707-2604

http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/



【活動報告】

東京都公文書館 企画展示 「子どもの見た戦争 手紙が語る学童疎開」

> 東京都公文書館 史料編さん係 専門員 長谷川 怜

1 開催の経緯

平成26年(2014)6月、学童疎開を体験された方から学童疎開関係資料の寄贈について当館へ打診があった。館内で打ち合わせを行った後に受け入れを決定し、手紙本文の内容情報を記載した目録を作成した。

平成 26 年が学童疎開から 70 年の節目にあたることに加え、手紙が学童疎開と太平洋戦争を子どもの目線でとらえた貴重な資料であること、また寄贈者の在籍していた国民学校(赤松国民学校)*1が東京都内にあり、当館所蔵の公文書にもその名称が記載されていることから、寄贈された手紙と公文書を組み合わせ、東京都の実施した学童疎開について紹介する展示を8月 11 日より9月12日にかけて企画・開催することとなった。

2 寄贈された資料の概要

今回寄贈された資料は、疎開先から家族 に宛てて書いた手紙を中心にして同時代の 書簡類や絵、絵葉書など印刷物を含め総計 55 点である。

展示チラシ

手紙は、学童疎開を経験した香河郁世氏(旧姓:田中)**2が集団疎開先である静岡県志太郡島田町敬信寺から家族に書き送ったものが中心となっている。香河郁世氏は、学童疎開をした当時、赤松国民学校5年生で、昭和19年(1944)9月に敬信寺へ同級生と共に移動した(男子児童は同じく静岡県の天徳寺に集団疎開)。戦局の悪化に伴って同学校は岩手県盛岡市の東顕寺へ再疎開したが、香河氏は兵庫県伊丹市の祖母宅へ縁故疎開した後に神奈川県へ移動して家族と同居しているため、手紙は静岡県志太郡島田町および縁故疎開先の伊丹市から差し出されたものである。多くの手紙は父親である田中要人*3宛となってい

る。

また、香河氏の妹で ある渡辺葉氏からも手足、姉の手足、がの手にないたらも手がいた。 類では、神のには、神の神には、神の神には、神の神には、神の神には、神の神には、神の神のででは、神のからがいる。 では、神のからが、軍隊と地域をあるが、軍隊と地域をする。 関わりを考めがきまれたがあり、を考めがきまれている。



寄贈された資料 (部分)

3 展示構成と内容

本展は、学童疎開の全容を紹介する内容ではなく、基軸はあくまでも「児童の手紙」に設定した。しかし、展示構成として学童疎開から始めるのは唐突でもあり、太平洋戦争の

概要や都市防空の歴史 について紹介し、なぜ疎 開が実施されることに なったのか、その背景を やや詳しく説明するこ ととした。

また、学童疎開を扱う部分では、疎開体験者である香河郁世氏かさを同います。 の聞き取りを反映を作成し、展示タイトル通り、展示タイトが争」というテーマを前面になるよう心掛けた。



展示風景 1

各章の構成は以下の通りである。

第一章:太平洋戦争のはじまり

太平洋戦争の概要に触れるとともに、開戦を報じる昭和 16 年 (1941) 12 月 8 日の新聞の実物や、太平洋戦争の戦場となったアジア・太平洋地域の地図を展示した。

第二章:防空体制の整備と空襲

第一次世界大戦において航空機が兵器として用いられて以来、防空体制の強化が議論されはじめ、東京でも防空演習が実施されていった様子を防空演記念絵葉書などにより紹介した。また、太平洋戦争の後半に空襲が現実のものとなった際に各家庭に配布された防空意識啓発のための冊子や、家庭に常備された防空用防毒面



第三章-1:学童疎開のはじまり

なども展示した。

学童疎開実施の背景を概観し、同時に赤松国民学校の歴史を関連資料(入学式や疎開先での写真、通知表など)と共に紹介した。

第三章-2:子どもの見た戦争

寄贈者である香河郁世氏が体験した学童疎開の生活に触れながら、実際に疎開先から家族に宛てて差し出した手紙を展示した。母親に対し、食べ物を「ないしょ」で送ってくれるように依頼する紙片や、B29による空襲について書き綴った手紙など、疎開先での生活を象徴的に示し、また戦時下の様子をよく伝えるものを選定した。

また、手紙の原寸大レプリカを作成し、来館者が実際に手に取って手紙を読めるように 工夫を行った。

第四章: 当館所蔵の学童疎開関係資料

当館が所蔵する学童疎開関係文書は、全冊の翻刻が平成8年(1996)に『東京都の学童疎開』として刊行されている。本展では数冊ある簿冊のうち、2冊を選定し学童疎開の実施を決定した際の文書や、赤松国民学校の再疎開について示した文書を開いて展示した。政策決定側の文書と、その政策の"受け手"になった児童の手紙を対応させる形での展示である。

関連展示



展示風景 2 左側にあるのが手紙のレプリカコーナー

4 配布資料と展示の工夫

展示会場では、2種類のリーフレットを準備して配布を行った。1つは一般用、もう1つは子ども用である。前者にはパネルで掲示した各章の解説をそのまま掲載し、後者は章の内容に合わせQ&A方式で太平洋戦争や学童疎開について解説する内容とした。子ども向けリーフレットには、疎開地からの手紙の画像および翻刻を掲載して「読んで感じたことを話し合ってみましょう」との文言を入れた。子ども向けリーフレットを準備したのは、開催時期が夏休み期間中であったため、自由研究の素材として展示を活用してもらいたいというねらいによる(実際、親子連れで多くの小中学生が来館し、本展を自由研究の題材として取材した)。

展示会場では、資料ごとに付したキャプションとは別個に、「見どころポイント」と名付けた子ども向けのキャプションを複数個用意して興味を惹くと共に、展示の理解を助ける役割を持たせた。

また、ケース内に収められた状態では手紙をじっくり読むことが困難であるため、「たいけんコーナー 手紙をよんでみよう!」を設けた。ここでは原寸大の手紙の複製 (4種)を実際に手に取って読むことができるようにした結果、多くの来場者がここで立ち止まって手紙を読み、その感想はアンケートにも反映された。

5 メディア報道について

本展および資料寄贈者に関して多くのメディア取材があった。一覧は表の通りである。

掲載・ 放映月日	媒体名	掲載・放映枠	内 容
8月	テレビ東京	ワールドビジネスサ	疎開展をきっかけにして70年
		テライト	ぶりに集合したかつての疎開
			児童たちの様子と展示の紹介
8月15日	讀賣新聞	東京版	展示内容の紹介
8月16日	ТВЅ	Nスタ(学童疎開の	香河郁世さん、渡辺葉子さん
		小特集)	の疎開、戦争体験のインタビ
			ューおよび手紙の内容紹介と
			展示担当者による解説など
8月16日	ТОКҮО МХ	学童疎開特集	手紙の内容紹介および展示日
			程の告知など
8月19日	毎日新聞	都内版	香河郁世氏の学童疎開体験イ
			ンタビューおよび展示されて
			いる手紙の紹介
8月26日	二子玉川経済新聞		展示構成や展示品、担当者の
			コメントを写真と共に紹介
9月1日	毎日新聞	記者のひとりごと	香河郁世氏へのインタビュー
			を通じて得た記者の感想
9月	静岡新聞		地元の寺院へ東京から来た児
			童がいたことを説明し、関連
			展示が開催されたことを紹介

計8社(新聞5社、テレビ3社)が報道を行い、多くの方がメディア報道をきっかけとして来館したことからも、報道による情報拡散の効果は高かったといえる。

プレス発表を行ったため各メディアからの取材申し込みがあったが、実際の報道内容は様々であった。TBSは特集枠を組み、手紙の内容、寄贈者の証言映像、展示担当者の説明、来館者インタビューなどで番組を構成した。

TOKYO MXは、他機関が開催した学童疎開関連の展示取材と対応させながら当館の資料を紹介する構成であり、新規寄贈の手紙以外に、本来当館が所蔵する学童疎開関係

の公文書の内容について も解説付きの映像が放映 された。

また、毎日新聞は寄贈者の写真と資料の画像を複数掲載し、疎開生活の回想を詳しく伝えた。

広報チラシに利用した 手紙の文章を引用して報 道するメディアが多か「多いな、空襲の様子や「な、空襲の様子や「という単語が時のより、戦争のあるか、ではする資料であるかが、便箋に描かれる。 中原淳一のともその理はなる。 であろう。



6 来館者アンケートの分析

来館者に対して行ったアンケートから、展示内容に関する感想をまとめてみたい。

年代を問わず共通した意見としては、「当時の大変さを改めて考えさせられた」、「(実際の手紙を読むことができるため)リアルな内容だった」、「リーフレットの配布がありコンパクトにまとまっているため学童疎開を実感として捉えることができた」といったものがある。実際に疎開を体験した児童の"生の声"を手紙を通じて感じることができたという感想である。手紙のレプリカを手に取って読めるようにしたことは大変好評であり、体験型展示の一つの方法として将来的にも継続したいものである。

また、疎開を体験された世代の方からは「懐かしく昔のことを思い出した」、「戦時中に 過ごした者として感動した」といった声があり、忘れられつつある戦争の記憶を伝えるた めの契機となったことについて肯定的な意見を頂くことができた。

一方で、「若い世代に見てもらうには、もう少しくわしい説明がほしい」という声もあった。展示スペースが狭小であったこと、準備期間が約1ヶ月と短かったといった諸条件があるにせよ、この点に関しては補助プリントや解説パネルを工夫することで解決が可能であったかも知れない。

小学生や中学生など疎開児童と同世代の観客からは「ぼくと同じくらいの子どもたちが疎開しているなんて知らなかった」、「ここにきて戦争がこんなに苦しかったことをたくさんしりました」、「昔の歴史をしることができた」など、戦時下の労苦や疎開の体験を実感として捉えることができたという意見が目立ち、戦争を知らない世代に展示内容を強く印象付けるという点では成功したといえよう。

展示の構成等に関して目立った意見は「展示物の数が少ない」、「展示スペースが想像よりも小さく物足りない」というものである。東京都公文書館が展示のための施設ではないこと、また現在の公文書館が仮移転中であることから展示品数やスペースの大きさには限界がある。しかし、それら条件を差し引いても、所蔵資料を一般にも広く公開し、多くの方が見る機会を作るという意味では、今後は展示スペースの拡大や内容の更なる充実を課題としていくべきであろう。

7 総括と今後の課題

アンケートによれば、本展示をきっかけとして当館の存在を知った方は来場者の約8割にのぼった。東京都公文書館に来館される方は通常、研究や公務で公文書(史料)を閲覧することを目的としている。それゆえ、展示によって初めて知ったというのは当然であるともいえるが、本展示をきっかけとして当館の知名度は向上したといえる。

知名度の向上がすぐさま東京都公文書館の利用者増加に直結するわけではないが、当館の事業への理解を深めると共に活動についてより多くの方々に知って頂く機会となったことは間違いない。

次に、展示内容に関する課題についても確認したい。展示内容やテーマに関し、来館者の声として「一つの事例だけがクローズアップされており、学童疎開とはどういったものなのかが伝わりにくかった」というものがあった。そもそも今回の展示は、新規寄贈を受けた手紙をメインとした展示であったことから、学童疎開全般を網羅的に扱うものとはならなかったが、「子どもの見た戦争」という点では、あるいは複数の体験を比較し、疎開体験を相対化するようなアプローチの可能性もあったかも知れない。

最後に、公文書館の資料収集はどうあるべきかという重要な課題について述べておきたい。

公文書館とは、文字通り公文書の保存・整理・公開を行う施設である。そして、所蔵される資料は、設置されている自治体から移管されたものを主とする。東京都公文書館は「東京都」という母体を持つ組織アーカイブズ**4であり、東京府、東京市、東京都が作成した公文書を所蔵している(江戸幕府から引継いだ文書史料も所蔵しているため、一言で表現するならば、江戸・東京のアーカイブズである)。

当館が東京都の各部局から移管される文書を所蔵する組織アーカイブズであるとはいえ、東京の歴史の全てが公文書のみで完結するわけではない。それは今回寄贈された一連の史料(手紙)からもいえることであろう。学童疎開という都の政策の"受け手"となった児童たちの声もまた、歴史における貴重な証言であり、東京の歴史の一部だからである。

それらの手紙は、当館に寄贈された(収蔵資料となった)ため、目録に登載すると共に 今後恒久的に保存され、請求による閲覧が可能になる予定である。本来であれば、一般に 公開される可能性のなかった史料、しかも東京都の事業として行われた学童疎開について の個人文書が公になったのは有意義なことである。

公文書館として収集すべき史料の範囲・内容については議論を重ねていく必要があるが、

「組織アーカイブズ」・「収集アーカイブズ」という枠組みにあまりにとらわれてしまっては、今回のような貴重な史料を発掘する機会が失われてしまうことにもつながってしまうであろう。

今後、ある程度は、公文書以外の個人資料を含む多様な資料の収集にも力を注いでいく ことが求められるのではないだろうか。今回のように、公文書とオーバーラップする内容 を含むものであれば、なおさらである。

どのように資料を収集すべきか、またそうして収集した史料をいかに構成し展示という 形で社会に還元していくべきなのか、よりよい形を模索したいものである。

- ※1 明治11年(1878)公立馬込小学校分校として東京府荏原郡(現在の大田区北千東)に開校。翌年、荏原郡馬込村の 戸長から東京府に対して「校名唱替伺」が出され、赤松小学校と改称。明治20年(1887)には東京府令により赤松尋 常小学校と再改名。昭和16年(1941)4月の国民学校令施行に伴い、校名は赤松国民学校となった。この年、屋内体 操場(体育館)の増築や校舎の模様替えが実施されている。戦災に遭わなかったため、敗戦後に疎開から戻った児童た ちをすぐに受け入れることができた。昭和22年(1947)、校名は大田区立赤松小学校となり、現在に至る。
- ※2 昭和9年 (1934)、東京生まれ。昭和15年、赤松小学校入学。昭和19年8月より赤松国民学校の集団疎開に参加した。
- ※3 1900年~2001年。福島県出身。名古屋高商で経済を学んだ後、日産へ入社。日産の満洲移駐に際しては鮎川義介の 指示によって渡満、満洲重工業開発株式会社の経営合理化を推進した。一時帰国と再度の満洲駐留を経て神奈川県で軍 需会社である関東工業を設立し、終戦をむかえた。戦後は経営における合理化のコンサルタントを行う会社業務総合研 究所(現在の会社業務研究所)の所長として様々な会社の経営指導に尽力した。
- ※4 アーカイブズは、個人または組織・団体等の記録全般を指し、それを保存・整理・公開する施設のことである。アーカイブズ施設は、自治体や大学といった母体を持ちそこから移管される文書等を主に管理する「組織アーカイブズ」と、独自のテーマ・方針に従って資料の収集を行う「収集アーカイブズ」とに大別される。

【アーカイブズの動向】

小谷允志『文書と記録のはざまで一最良の文書・ 記録管理を求めて』から見える 2000 年代の動向

> 東京都公文書館 史料編さん係 専門員 工藤 航平

本年度も当館と公益財団法人特別行政区協議会との共催により、都内区市町村の職員を対象とした公文書管理セミナー「地方公共団体における文書管理の課題 ~公文書管理法施行から3年を経て」(2014年8月29日)を開催した(本稿では、便宜上、呼称を「地方公共団体」に統一する)。当日は、34区市町村および2団体より51名の参加があった。講師には2名お招きし、国立公文書館総務課調整専門官の石田耕一氏より「国立公文書館の現状と地方公共団体の課題~公文書管理法施行後4年目を迎えて~」、株式会社出版文化社アーカイブズ研究所長の小谷允志氏より「地方公共団体における文書管理の課題」というタイトルでご講演いただいた。

そこで、当日の講演とも関連し、小谷氏が執筆した『文書と記録のはざまで一最良の文書・記録管理を求めて』(日外アソシエーツ、2013年12月)を紹介するかたちで、2000年代のアーカイブズをめぐる動向について、簡単にではあるが概観してみたい。

記録管理のパラダイムシフト 本書は、一般社団法人行政情報システム研究所が発行している月刊誌「行政&ADP」(のち「行政&情報システム」、隔月刊)に連載した「文書と記録のはざまで」全77編のうち、63編をまとめたものである。連載は2002年11月か

ら 2013 年 2 月までの 10 年間にわたり、「文書・記録管理に関する時評的なコラムで、その時々のトピックを幅広く取り上げている」ものと位置づけられている。注目すべき点として、各記事に対して、本書編集段階での解説的なコメントを「筆者後記」として加えていることが挙げられる。アーカイブズを取り巻く環境の変遷を概観する上でも、大変貴重なものといえよう。

本書が対象としている時期は、小谷氏が「記録管理のパラダイムシフト」と述べているように、日本の記録管理が大きく躍進した時期であった。そのメルクマールとなったのが、1996年のオーストラリアの記録管理国家規格AS4390、これをベースとした2001年の国際標準ISO15489の制定である。それまで組織内部の業務効率化、知的資





会場の様子

産の蓄積という自己完結型・自己中心的な 記録管理から、外部への説明責任のためと いう認識が重視されるようになったと小谷 氏は評価する。

日本においては 1980 年代、国に先立って 地方公共団体で情報公開条例が導入され、 1987年の公文書館法制定により、行政の「説 明責任」と文書・記録管理に対する意識が 次第に持たれ始めた。そして、法律の規定 として文書の作成・管理義務が初めて打ち 出された 2001年「行政機関の保有する情報 の公開に関する法律」、いわゆる情報公開法

の制定があり、2003年頃からは公文書管理法の制定に向けた国レベルの研究会・懇談会も 開催されるようになった。業界・学術団体などからも、各々の実態を踏まえた上での具体 的な文書・記録管理のあり方に関する議論が活発に行われ始めた時期であった。

また、国や政府、民間企業において不祥事、不適切な記録管理が相次ぎ、コンプライアンスの問題がクローズアップされ、説明責任を果たすこと、それを支える記録管理に対する関心が社会的に高まり始めた時期でもある。

小谷氏は本書を通じて様々な問題に言及しているが、大きくは①制度・体制の構築・整備、②レコードマネジメント、③電子文書、④文書管理専門職の育成、という4点を重要課題と考えている。小谷氏は長らく記録管理・アーカイブズ界で活躍されており、その考えは広く共有されたものといえよう。

制度の構築・整備と運用 そもそも日本では文書の作成・保存の目的が明確にされてこなかったことを小谷氏は指摘する。その上で、その目的を大きく、i組織の情報活用(効率的な組織運営)、ii説明責任、iii国・地域の歴史を残し、共有財産として広く人々が利用できるようにすること(歴史的資料)の3点と強調している。

法制面では、文書作成・管理義務の明確化や対象文書を広げた情報公開法を一定度評価しつつも、両輪に喩えられる文書管理の制度的不備が指摘されてきた。この問題は 2009 年の公文書管理法(正式には「公文書等の管理に関する法律」)制定により、包括的な文書管理法制の整備、文書のライフサイクルの基本ルールの確立がなされ、先進国並みの情報公開法制のインフラ整備がなされたといわれている。ただ、日本のアーカイブズにとって画

期的な出来事と期待も多かったが、権限、 人員、移管、保存管理、利活用など多くの 分野で課題を抱えたままでもあり、引き続 き個別テーマごとに議論が行われている。

一方、公文書管理法で国の取り組みとは別に、「努力義務」として公文書管理を求められている地方公共団体に目を向けると、公文書保存機能を有する施設は、1987年の公文書館法公布以降では22年間で38施設(都道府県18・区市町村20)、公文書管理法公布以降では5年間で18施設(都道府県



(左) 小谷允志氏 (右) 石田耕一氏

5・区市町村13)と、公文書管理法公布の前後において年平均で倍増していることがわかる(小高哲茂「公文書管理法施行5年後の見直しを迎えるにあたって」、公文書管理法5年見直しについての合同研究集会配布資料、2014年12月20日)。

また、必ずしも新たなハコモノ建設にこだわらず、規則、規程、要綱などに基づいて「機能としての公文書館」をもつ地方公共団体も増えている(富田健司「基礎的自治体公文書館の動向-平成の大合併から公文書管理法制定にかけて」『都市問題』第 102 巻第 11 号、財団法人東京市政調査会、2011 年 11 月)。

このように、公文書管理法制定が、地方公共団体における公文書管理への動機や意識の 高まりに直接的影響を与えていることが伺える。しかし、歴史的資料としての公文書の選 別・保管を行っている地方公共団体数は増えているが、そのほとんどが住民への公開まで には至っていないのが現状という。

レコードマネジメント このような現状は、現用文書の作成・管理段階においてもいえることである。小谷氏も「川上の現用文書・記録が適切に管理されなければ、川下のアーカイブズは成り立たない」と述べ、現用段階でのレコードマネジメントの重要性を指摘する。そもそも現用文書の管理(レコードマネジメント)が仕組みとして定着していないのが現状であり、現用段階で専門職を配置する行政機関はほとんどない。

さらに、文書・記録の一元的な管理という点では、現用文書から歴史的資料への移行が "断絶、状態(「移管」ではなく、「廃棄」と「収集」)にあり、移管量の少なさや内容・部 局の偏りなどが問題となっている。各段階での整備とともに、現非相互の連携、ライフサ イクルの一元的な管理方法の構築が今後重要となる。このことは、公文書管理法の施行に 伴い、逆に文書が大量に移管されることも想定され、移管事務の効率化・簡素化という面 でも今後求められてくるといえよう。

電子文書への対応 2000 年以降の大きな特徴として、デジタル化の急速な進展が挙げられよう。2000 年以降、ボーンデジタルである電子公文書等が作成されるようになり、地方公共団体においても非現用化した電子文書の管理・保存が本格化する。紙を必要としない世代が主体となる「ペーパーレス・オフィス」到来も間近と考えられ、文書・記録管理も大きな転換を迎えた。

電子公文書の管理と移管・保存における最大の問題点は、ボタン一つですぐに消去できてしまうことである。現用部門と非現用部門との連携がとれていない場合、移管を協議する前に既に廃棄されてしまったという事態を招きかねない。そのためにも、一元的な運用管理システムの構築やレコードスケジュールの策定が急がれている。また、セキュリティやOSの更新など、長期保存や真正性の確保という運用レベルでの課題も多く抱えている。

電子公文書と同時に、電子メールの取り扱いをめぐる議論も多く見られるようになってきている。今や業務の重要なツールとなり、法的証拠能力も認められている一方、作成者には公式文書という認識はほとんどない。セキュリティというITサイドからのルールではなく、記録管理としての管理規則の必要性を小谷氏は指摘する。

専門職の育成と資格制度 最後に、公文書管理法の策定と一体的に議論されてきた課題として、専門職員の育成について触れておきたい。優れた法制度やシステム構築がなされても、実際に運用する人間や体制がなければ意味がない。欧米諸国では、レコードマネージャーやアーキビストに対して、全庁的な文書管理のプログラムの立案・推進、各部署とのコーディネーション、人格・人間性など、高度で総合的な資質が必要条件とされ、そのための資格制度・専門教育体制が整えられている。しかし、日本ではそもそも専門職の役

割と重要性に対する認識が欠落しており、制度設計は非常に消極的で未だに確立されていないと評されている。上記で見たような、文書・記録管理をめぐる新たな課題が出てきている現在、担当部署において専門的な知識と人材配置の必要性が高まっている。

専門職の養成については、1960年代より学会を中心に必要性が訴えられてきた。そのなかで、主に現職者を対象とした研修・講座が開催されるようになった。特に、1990年代になると、大学院教育において専門職の養成を目的とするカリキュラムを取り入れる大学も出てきた。2000年代には、大学文書館設置の増加と軌を一にするように、学生段階での専門職育成に取り組む大学も増えている。

日本アーカイブズ学会では、公文書管理法と連動するかたちで、2013 年度より学会独自のアーキビスト資格認定制度を始めている。専門職の必要性、大学教育や職場での養成、資格制度については、現在でも主要な問題として学会等で議論されている。各組織・団体によって認識の差異も多いが、建設的な批判・提言を行っていくことで、日本における専門職の確立に向けて着実に進めていく必要性が指摘されている。

今後の課題 先に挙げた四つの課題は、公文書管理セミナーでの小谷氏の講演でも語られたことであった。つまり、2000年以降、日本の文書・記録管理は大きく前進したが、まだまだ当初より継続した課題、新たに発生した課題が多く存在し、簡単には解決できないことを物語っている。

公文書管理法の附則では5年後の見直しを規定しており、5年を経過した2015年、多くの学会等で施行後の総括を意識したシンポジウムの開催が予想される。法制度のより良い整備を目指した前向きな議論が活発に行われている反面、地方公共団体の現状は必ずしも理想通りにはいっていないのも事実である。

例えば、地方公共団体の公文書保管機能を有する施設では、開館後数年を経過し、予算・ 人員の削減、通常の人事異動による経験の不備、指定管理者制度の導入など、当初の計画 通りに運営できなくなっているところも出てきている。多くの公文書館が開館されてから 一定期間が経過し、区市町村レベルにおいて、より明確に "負の側面" も浮き彫りとなっ てきている。

また、公文書管理法の第一条で「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と謳われているが、その利用者の意見をどのように汲み取り、運営に活かしていくのかという点についても、今後の議論が期待される。例えば、小谷氏の講演でも紹介されたが、公益財団法人東京市町村自治調査会により東京都多摩・島嶼地域39市町村の公文書管理に関する実態調査が行われている(『市町村における公文書管理方法に関する調査報告書』2014年3月)。そのなかでは、利用者や住民に対するアンケートを実施し、多くの有益な回答を得ている。公文書館の持続的な運営を広く実現していくためにも、行政や有識者の考える理想像だけでなく、地域住民の意向も取り入れながら進めていく必要もある。

2013年に成立した特定秘密保護法が施行されることにより、民主主義の根幹を支える情報公開法や公文書管理法の空洞化も危惧されており、今後も緊張感をもった議論が続けられていくことであろう。

東京都公文書館 調査研究年報〈WEB 版〉 第1号

発 行 2015年(平成27年)3月20日

編集発行 東京都公文書館

〒158-0094

東京都世田谷区玉川一丁目 20番1号

Tel 03-3707-2601

印刷 (株)まこと印刷

平成26年度登録第5号

Tokyo Metropolitan Archives Annual Report of Research <Web>

Volume.1

Table of Contents

Foreword Hideko Oka, Director of Tokyo Metropolitan Archives • • • • • • • • • • • • • 1	1
[Research Report] History of Tokyo Metropolitan Archives Hiroyuki Shiraishi • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
Research Essay Potential of research on administrational history of Tokyo under occupation — A study of "Gordon W. Plange Collection" collected by National Diet Library — Nobuyoshi Saito • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
[Performance Report] Exhibition co-sponsored by Tokyo Metropolitan Archives and National Hansen's Disease Museum "History of human rights and Archives – overcoming Hansen's Disease and history of isolation" Koichi Nishiki	ó
Exhibition "WW2 from children's point of view – letters tell their evacuation" Rei Hasegawa • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
Trend of Archives Trend of archives in 2000's from Masashi Kotani "Between archives and records - seeking for the best management of archives and records" Kohei Kudo • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9
Publication · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
About us · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7

March 2015 Tokyo Metropolitan Archives